令和元年度版

しまねの男女共同参画年次報告

（平成30年度推進状況・施策概要）

島　根　県

は　じ　め　に

島根県では､男女共同参画社会基本法（平成11年法律案第78号）の理念に則り、平成13年２月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21)」を策定するとともに、翌14年３月に島根県男女共同参画条例を制定して以降、その時代の状況や課題に応じた男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

平成23年５月には､「第２次島根県男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～平成27年度)」を策定し､男性や若者に向けた理解促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などの施策を新たに盛り込み、様々な取組みを進めてきました。

そして、第２次計画の期間満了に伴い、平成28年３月には、それまでの取組みの成果と課題を踏まえ､「第３次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定しました。

第３次計画では、男女がともにより充実した生活を送るためのワーク･ライフ･バランスの更なる推進や、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が男性とともに個性や能力を十分に発揮し、職場や地域においていきいきと活躍できる環境の整備などを大きな柱としています。

とりわけ、職場における女性活躍の推進については､「しまね働く女性きらめき応援会議」を設立し、経済団体や女性団体、教育機関、行政等が一体となり、各種事業を全県的に展開しているところです。

この報告は、島根県男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を年次ごとにとりまとめ公表するものです。

多くの県民の皆様に本県の男女共同参画の現状と施策について理解を深めていただき、本県において男女共同参画社会が着実に進展していくことを期待いたします。

令 和 元 年 12 月

島根県環境生活部長

松　本　修　吉

目　　　次

Ⅰ．男女共同参画の推進状況 ･････････････････････････････････ 1

Ⅱ．平成３０年度施策の実施状況 ･････････････････････････････ 3

Ⅲ．県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況 ･････････････ 6

Ⅳ．市町村の状況 ･･･ 6

Ⅴ．第３次島根県男女共同参画計画数値目標進捗状況 ････････････ 7

【資料編】

○男女共同参画の推進状況 ･･････････････････････････････････ 9

○平成３０年度施策の実施状況 ･･････････････････････････････ 25

○苦情処理の状況 ･･･ 46

○市町村における男女共同参画の状況 ･････････････････････････ 47

○島根県男女共同参画推進条例 ･･････････････････････････････ 49

○第３次島根県男女共同参画計画施策体系 ･････････････････････ 54

島根県では、平成28年3月「第2次島根県男女共同参画計画」の計画期間満了に伴い、「第3次島根県男女共同参画計画」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

だれもが個性や能力を十分に発揮し、県民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる社会を目指し、今後も市町村との連携を密にして、男女共同参画の理解促進に努めていきます。

以下では、平成30年度の男女共同参画の現状と施策を総括しました。

Ⅰ．男女共同参画の推進状況

1．慣行・意識の状況

「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（平成 26 年実施。以下「平成 26 年調査」という。）では、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」とする人の割合が 79.5%と、「平等」（15.7%）や「女性の方が優遇されている」（4.1%）を大きく上回っています。(資料編：図 1)

また、性別役割分担意識については、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとらわれない人は 65.2%で、平成 21 年度調査の 60.5%に対し 4.7 ポイント増加しています。特に、20 歳代について、この考え方にとらわれない人の割合が大きく増加しています。

一方で、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」、「自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく」、「家事、介護は女性の方が向いていると思う」という考え方については、肯定的な人の割合が 6 割を超えており、男女の役割に対する固定的な考え方が依然として残っていることが伺えます。

(資料編：図 2)

2．ワーク・ライフ・バランスの状況

平成 26 年調査では、多くの家庭で、食事のしたく、食事のかたづけ、掃除などを主に妻が行っている結果となっています。（資料編：図 4)

女性、男性とも希望としては、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も支持されていますが、現実は、女性は「家庭生活を優先」、男性は「仕事を優先」という回答が多くなっています。（資料編：図 5)

また、平成 29 年の「労務管理実態調査」をみると、育児休業制度などの雇用環境の整備が進みつつあることが伺えます。育児休業の利用は近年増加傾向にあるものの、介護休業の利用は依然として少ない状況です。（資料編：図 6、7、8)

県では、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進めるため、従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こっころカンパニー」に認定し、県のホームページ等で公表しています。こっころカンパニーの認定企業は年々増加し、平成 31 年 3 月 31 日現在、299 社が認定されています。（資料編：図 9)

３. 様々な分野における男女共同参画の状況

（1）政策・方針決定過程における状況

平成 31 年 4 月 1 日現在、地方議会において女性の議員が占める割合は、県 8.1%(前年度比-0.2ﾎﾟｲﾝﾄ)、市 9.6%(増減なし)、町村 5.5%(増減なし)です。（資料編：図 10)

県の審議会等における女性の委員の割合は 46.5%(同+0.6ﾎﾟｲﾝﾄ) と、平成 18 年度以降、40%台を維持しています。市町村においては 26.7% (同-0.1ﾎﾟｲﾝﾄ)と、昨年度に比べて微減しています。（資料編：図 11）

また、公務員における女性の管理職の割合は、県では 12.1%(同+0.8ﾎﾟｲﾝﾄ)、市町村は 18.1%(前年度比+1.1ﾎﾟｲﾝﾄ)となっています。（資料編：図 12）

（2）職場における状況

労働力率については、男性は全国平均をやや下回っていますが、女性は全国平均を上回っていて､労働力率を年齢 5 歳階級別に記したグラフの描く､いわゆるM字カーブは、ほぼ台形に近くなっています。（資料編：図 13）

また、平成 29 年の「労務管理実態調査」からは、何らかの役職に女性を「登用している」事業所の割合が次第に高まり、職場における女性の登用が進みつつあることが伺えます。（資料編：図 14）

県では、女性活躍に積極的に取り組む企業等を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、職場環境整備への助成などを行っています。登録数は年々増加し、平成 31 年 3 月 31 日現在、194 件を登録しています。（資料編：図 15）

（3）地域における状況

地域の状況をみると、ＰＴＡにおける女性の役員については、小学校の会長と副会長はそれぞれ 8.1%(同+0.9ﾎﾟｲﾝﾄ)と 38.5%(同-1.9ﾎﾟｲﾝﾄ)、中学校の会長と副会長は、5.4％(同-1.9ﾎﾟｲﾝﾄ) と 35.3% (同+2.6ﾎﾟｲﾝﾄ)、県立高等学校の会長と副会長は、2.8%(同-8.3ﾎﾟｲﾝﾄ) と 18.3%（同-0.3ﾎﾟｲﾝﾄ)です。（資料編：図 16）

一方、自治会については、会長 3.8%(同+1.3ﾎﾟｲﾝﾄ)、副会長 11.7 %(同+1.6ﾎﾟｲﾝﾄ)と女性役員が非常に少ない状況です。（自治会役員数は、市町村の把握できた自治会について集計）（資料編：図 17）

また、女性が中心となって活動している団体が行う自主的な地域活動などに対し所要経費の一部を助成する「しまね女性ファンド」については、平成 30 年度の採択活動件数は 32 件（前年度 38 件）、うち新規 15 件（同 17 件）となっています。（資料編：図 19）

４. 個人の人権関係

平成 30 年度中に県の女性相談センター等に寄せられた相談件数は 3,530 件で､そのうち面接相談は 650 件、電話相談は 2,880 件であり、面接相談は前年度に比べて 50 件の減(-7.1%)、電話相談は 29 件の増（+1.0%） となっています。

相談内容(主訴別)をみると、「精神的問題」が 536 件で最も多く、全体の 15.2%を占めているものの、「夫等からの暴力」473 件、「離婚問題」385 件、「夫等その他」

510 件等を合わせると、夫婦間の問題が全体の 38.8%を占めています。
また、何らかの事情で保護が必要な女性に対して行っている一時保護については、一時保護した女性は 27 人で、そのうち夫やパートナーからの暴力によるものが 20 人と、一時保護件数の 74.1%を占めています。（資料編：図 25、26、27）

Ⅱ．平成 30 年度施策の実施状況

1．男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

県では、「島根県男女共同参画推進条例」の趣旨を県の諸施策に反映させるとともに、男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地で男女共同参画推進のための広報・啓発を行いました。また、男女共同参画サポーターの養成や市町村との連携強化を通じ、地域における男女共同参画の理解促進に向けた取組みを推進しました。

しかし、平成 30 年度島根県政世論調査結果によれば、依然として固定的な性別役割分担意識が存在することから、今後も、地域における理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や能力が伸ばせる環境づくりの推進と男女相互の理解・協力、望ましい人間関係の確立について、指導を行ってきました。教職員研修の充実を図るほか、指導方法の工夫、各校種間の交流、家庭・地域や関係機関との連携に努めています。

社会教育においては、公民館等において、それぞれの役割を考え、住民同士のつながりを強める活動に対して支援を行うことで男女共同参画推進に努めています。

今後も男女共同参画の視点を重視した学習機会や研修の場の提供に計画的、継続的に努めます。

2．ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和のとれたライフスタイルを持つことができる社会づくりを推進するため、従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」として認定し、県の各種融資制度や入札制度などで優遇するとともに、認定を通じて、事業主・従業員・県民に育児・介護休業制度の活用について啓発しました。また、認定企業のうち、制度、運用面ともに特に優れた 10 社を「プレミアムこっころカンパニー」として表彰しました。

子育て環境については、保育所の創設や増築等を行い、定員増を図りました。また、子育てと仕事の両立や子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのほか、子育て家庭のニーズにきめ細かく対応する市町村の取組みを支援することで、子育て支援サービスの充実を図りました。そのほかにも、国や県の既存制度では対応できない子育て家庭のニーズにきめ細かく対応する市町村や民間団体等の取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに努めました。

今後とも、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に向け、県民や企業、団体の意識啓発を図るとともに、引き続き市町村等と連携し、多様化するライフスタイルや地域の実

情に応じた、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。
雇用の分野においては、中小企業へ労務管理全般についての専門的な助言・指導を行うしまねいきいき職場づくり支援アドバイザーを派遣し、労働者の働きやすい職場づくりや、多様な働き方を可能とする就業条件の整備等に向けた取組みを行いました。

3. 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

（1）審議会等への女性の参画の推進

県では、「第3次島根県男女共同参画計画」で、審議会等の委員への女性の参画率については50%という目標を掲げ、女性の登用を積極的に推進しています。この結果、女性の参画率が、平成31年4月現在で46.5%となりました。
今後も引き続き、審議会等の委員の選任に当たっては、委員構成の見直しや公募委員の活用など、従来の慣例にとらわれない柔軟な対応を行い、女性の参画推進に努めます。
また、市町村や関係団体に対しても、女性の参画の拡大が図られるよう引き続き働きかけます。

（2）職業生活における女性の活躍の推進

県では、女性が働き続けやすい職場環境の整備を推進するため、女性活躍推進法に基づく中小企業等の行動計画策定への支援や、女性活躍に積極的に取り組む「しまね女性の活躍応援企業」のうち、特に優れた取組みを行っている登録企業の表彰に加え、職場においていきいきと活躍するとともに、プライベートも充実させている女性の表彰も行いました。
さらに、経済団体等からなる「しまね働く女性きらめき応援会議」と官民一体となって、女性活躍のための意識改革や人材育成、男性の家事・育児参画促進等に取り組みました。
また、雇用の分野においては、離転職者や転職希望者を対象とした公共職業訓練を実施し、新たな知識、技術等の習得支援による再就職促進に取り組みました。
今後も、関係機関と連携しながら、男女に均等な雇用環境整備の推進に努めます。

農山村において、地域や生産活動の重要な担い手である女性に対する支援として、女性リーダーの資質向上を目的とした研修会への参画誘導、自己啓発や意識改革等の活動を自主的に行う女性農林業者の活動支援など、女性組織の活動を活性化させるとともに、意欲的な農山村女性リーダー等の公職や地域活動への参画の促進に努めました。
林業においては、現在、数名の女性が森林組合の現場作業員として従事しており、女性が林業分野で活躍できるような環境づくりを支援しています。また、県内の森林組合の女性職員が個々の森林組合の枠を超えて参集し、意見交換を行っています。
水産業や漁村の維持発展には、女性の担い手としての活躍や女性の果たす役割が従来にも増して重要となっています。県では、地域や女性活動のリーダー育成、女性グループが実施する魚食普及・食育推進活動を支援しています。また、水産加工等への

女性グループの取組みを支援するために必要な資金の貸付制度もあります。

今後も関係団体との連携を密にして、新たな女性リーダーの育成に努めるとともに、農山漁村における女性の活動を積極的に支援します。

4. 個人の尊厳の確立

松江市の女性相談センター、大田市の女性相談センター西部分室（あすてらす女性相談室）のほか、出雲・浜田・益田の各児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室の女性相談窓口において、配偶者からの暴力（ＤＶ）に関する相談や被害者の保護、自立支援など、ＤＶ被害者支援の充実に努めました。

配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、若年層を対象としたデートＤＶ予防のための出前講座の実施や、11 月 12 日から 11 月 25 日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発・広報活動を行いました。

平成 28 年 3 月に「島根県ＤＶ対策基本計画（第３次改定版）」を策定し、目標ごとに「数値目標」を設定し、効果的な施策の推進に努めることとしています。

今後も、関係機関等との連携により中学生、高校生等を中心とした若年層への人権教育や、相談・保護・自立支援等の被害者支援の充実を図るとともに、ＤＶを家庭内の暴力として包括的に捉え、児童虐待や高齢者虐待も視野に入れたＤＶ予防啓発に取り組みます。

性暴力は同意なく強要された性的行為であり、被害者の尊厳を脅かし、与える心身へのダメージは計り知れません。しかしながら被害者の多くは被害に遭ったことを誰にも相談できずにいることが多く、このような方からの相談を受け、緊急医療や心のケアなど被害者にとって必要な支援を提供し、心身の健康の回復等が図れるように、女性相談センターに相談専用電話を設置し「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」として支援を実施しています。

女性の思春期から更年期等各期の悩みについて、保健所で相談（電話での相談は随時）を実施するとともに、島根県助産師会による電話相談を実施し、専門相談窓口の充実を図っています。内容は多岐に渡ることから、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携しながら支援を行います。

乳がん・子宮頸がんの検診受診率の向上を目指して、市町村、検診機関、がん検診啓発サポーター、大学生、しまね☆まめなカンパニー（健康づくり・健康経営取組事業所）と連携協力し、街頭キャンペーンや出前講座、講演会等の様々な啓発活動を実施しました。また、乳がんの早期発見のため、マンモグラフィ検査の実施と働き盛り世代の受診機会の拡大を図るため、マンモグラフィ検診機器の整備に取り組みました。今後、さらに、各機関と連携協力し、効果的・効率的な普及啓発活動を推進するとともに、検診を受けやすい体制づくりに取り組みます。

県及び保健所では、地域・職域連携健康づくり推進協議会等を開催し、青壮年期の健康づくりについて検討や情報共有を行いました。また、全国健康保険協会島根支部

との協同事業である「ヘルス・マネジメント認定制度」に取り組み、事業所の健康づくりや健康経営を推進しました。

今後も、地域と職域が連携して、多様な手段による情報発信を行うことにより、健康への意識を高め、働き盛り世代の健康づくりを進めます。

受動喫煙の防止を推進するために、世界禁煙デーに合わせたキャンペーンや職場や地域を対象とした出前講座などを実施し、喫煙の健康への影響等について啓発を行いました。また、「たばこの煙のない飲食店」「たばこの煙のない理美容店」の登録の拡大、公共施設における受動喫煙防止対策の推進、労働局が実施する対策の普及などを、健康長寿しまね推進会議や地域・職域連携健康づくり推進協議会等と連携して取り組みました。

地域の健康づくりグループや事業所、団体等からたばこ対策取組み宣言を募集し、県ホームページに掲載することにより、主体的な取組みにつながるよう啓発しています。

禁煙サポートでは、禁煙支援薬局を禁煙相談窓口として周知を図り支援します。

Ⅲ. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況

平成30年度は、島根県男女共同参画推進条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

Ⅳ. 市町村の状況

県内の市町村では、平成31年4月1日現在、男女共同参画に関する条例を制定しているのは19市町村のうち12市町(63.2%)、男女共同参画に係る計画については全市町村が策定しています。

地域における男女共同参画の推進には、住民に最も身近な市町村の取組みが重要であることから、市町村と連携し、引き続き理解促進に取り組みます。

Ⅴ．第３次島根県男女共同参画計画　数値目標進捗状況

基本目標		項　　目	計画策定時（Ｈ27）	現状値（H31.3月末現在）	目標値（R2）	単位	担当課名
Ⅰ	1	男女の地位が平等だと思う人の割合（７分野平均）（※１）	33 (H26)	33 (H26)	40 (H31)	%	環境生活総務課
Ⅰ	2	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合（※２）	72	74.3 (H30)	80 (H31)	%	環境生活総務課
Ⅱ	再掲	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	72	74.3 (H30)	80 (H31)	%	環境生活総務課
Ⅱ	3	育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合　（※３）	89.5 (H26)	89.0 (H29)	100	%	雇用政策課
Ⅱ	4	育児休業制度を利用した人の割合　（※３）	34.0 (H26)	34.7 (H29)	40.0	%	雇用政策課
Ⅱ	5	介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合　（※３）	83.7 (H26)	81.8 (H29)	100	%	雇用政策課
Ⅱ	6	介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合　（※３）	2.5 (H26)	2.5 (H29)	10.0	%	雇用政策課
Ⅱ	7	こっころカンパニー認定企業数	256 (H26)	299	440	企業	子ども・子育て支援課
Ⅲ	8	県の審議会等への女性の参画率	40.5（※４）	46.5 (H31.4)	50	%	環境生活総務課
Ⅲ	9	県職員の管理職に占める女性の割合（※５）	7.9	11.0 (H31.4)	12.0	%	人事課
Ⅲ	10	係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合（※３）	60.3 (H26)	66.3 (H29)	65.0	%	雇用政策課
Ⅲ	11	しまね女性の活躍応援企業登録企業数	−	194	275	企業	環境生活総務課
Ⅲ	12	家族経営協定締結数	191 (H26)	210	221	経営体	農業経営課
Ⅲ	13	農業委員に占める女性の割合	6.4 (H26)	12.6	9.4	%	農業経営課
Ⅲ	14	しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数	125 (H22～H26)	87 (H27～H30)	140 (H27～H31)	件	環境生活総務課
Ⅳ	15	ＤＶ相談支援センターの認知度	49.6 (H26)	49.6 (H26)	80.0	%	青少年家庭課
Ⅳ	16	特定健康診査受診率（※６）	47.4 (H25)	53.5 (H28)	70.0 (H29)	%	健康推進課
Ⅳ	17	10代の人工妊娠中絶率［女子人口千人比］	4.3 (H25)	4.1 (H29)	4.0以下	%	健康推進課

(※1)：7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。
実態調査において、各分野ごとに男女の地位の平等感について調査。

(※2)：「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、
「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。

(※3)：島根県が行う労務管理実態調査による数値。

(※4)：第3次計画策定に合わせ、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させた。

(※5)：病院職員、教育職員、警察職員を除く。

(※6)：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」による公表値。

資料編

○男女共同参画の推進状況 …… 9

1．慣行・意識、教育・学習の状況

図１　社会全体における男女の地位の平等感 …… 9
図２　性別役割分担に関する意識 …… 9
図３　高等学校卒業者の進路別割合 …… 10

2．ワーク・ライフ・バランスの状況

図４　家庭における役割分担 …… 11
図５　仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度 …… 11
図６　事業所における雇用環境の整備状況 …… 12
図７　育児休業制度・介護休業制度の利用状況 …… 12
図８　育児休業制度を利用した労働者の割合 …… 13
図９　こっころカンパニー認定企業数 …… 13

3．様々な分野における男女共同参画の状況

図10　地方議会における女性の議員の割合 …… 14
図11　審議会等における女性の委員の割合 …… 14
図12　県内公務員の女性の管理職の割合 …… 15
図13　労働力率 …… 17
図14　女性を役職に登用している事業所の割合 …… 17
図15　しまね女性の活躍応援企業登録数 …… 18
図16　ＰＴＡにおける女性の会長の割合 …… 19
図17　自治会における女性の会長の割合 …… 20
図18　公民館における女性の館長の割合 …… 20
図19　しまね女性ファンドを活用した活動件数 …… 21
図20　島根県外国人登録者数 …… 21
図21　家族経営協定締結農家数 …… 22
図22　女性の農業委員の割合 …… 22
図23　総合農業協同組合の女性役員の割合 …… 22

4．個人の人権関係

図24　ドメスティック・バイオレンスの経験 …… 23
図25　女性相談の件数 …… 23
図26　女性相談の主訴別相談状況 …… 24
図27　一時保護件数 …… 24

○平成30年度施策の実施状況 …… 25

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成 …… 25
基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスの推進 …… 28
基本目標Ⅲ　男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現 …… 32
基本目標Ⅳ　個人の尊厳の確立 …… 39

○苦情処理の状況 …… 46

○市町村における男女共同参画の状況 …… 47

○島根県男女共同参画推進条例 …… 49

○第３次島根県男女共同参画計画施策体系 …… 54

男女共同参画の推進状況

1. 慣行・意識、教育・学習の状況

（1）慣行・意識の状況

図1　社会全体における男女の地位の平等感

「男性の方が優遇されている」とする人の割合は79.5％と、「平等」（15.7％）や「女性の方が優遇されている」（4.1％）を大きく上回っています。

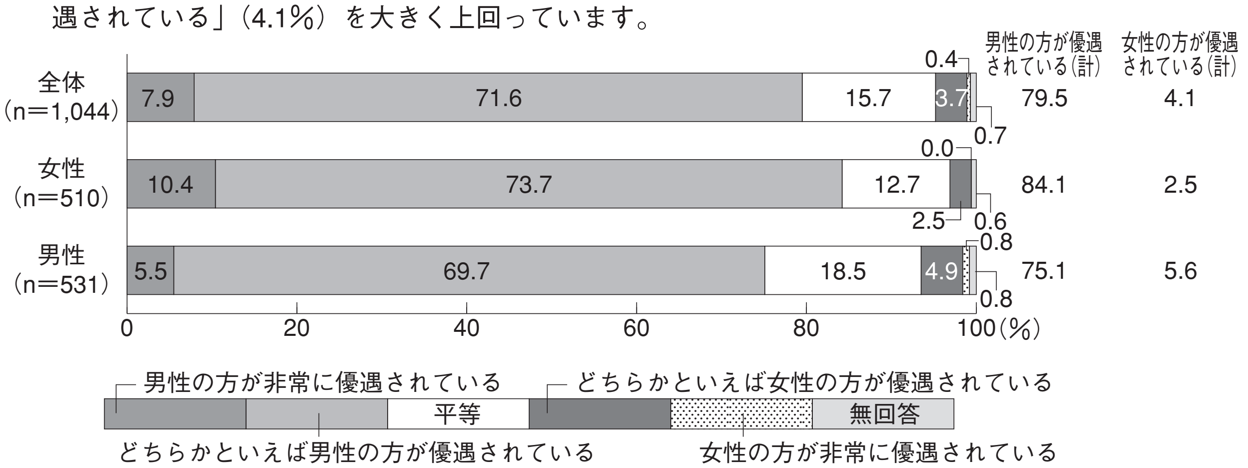

（島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」）

図2　性別役割分担に関する意識

固定的な性別役割分担意識を示す「男は仕事、女は家庭」については、6割以上が否定的ですが、それ以外の質問については半数以上が固定的な性別役割分担意識に肯定的です。特に「女性は気配り、男性は決断力」、「子育ては母親」への肯定割合が高くなっています。

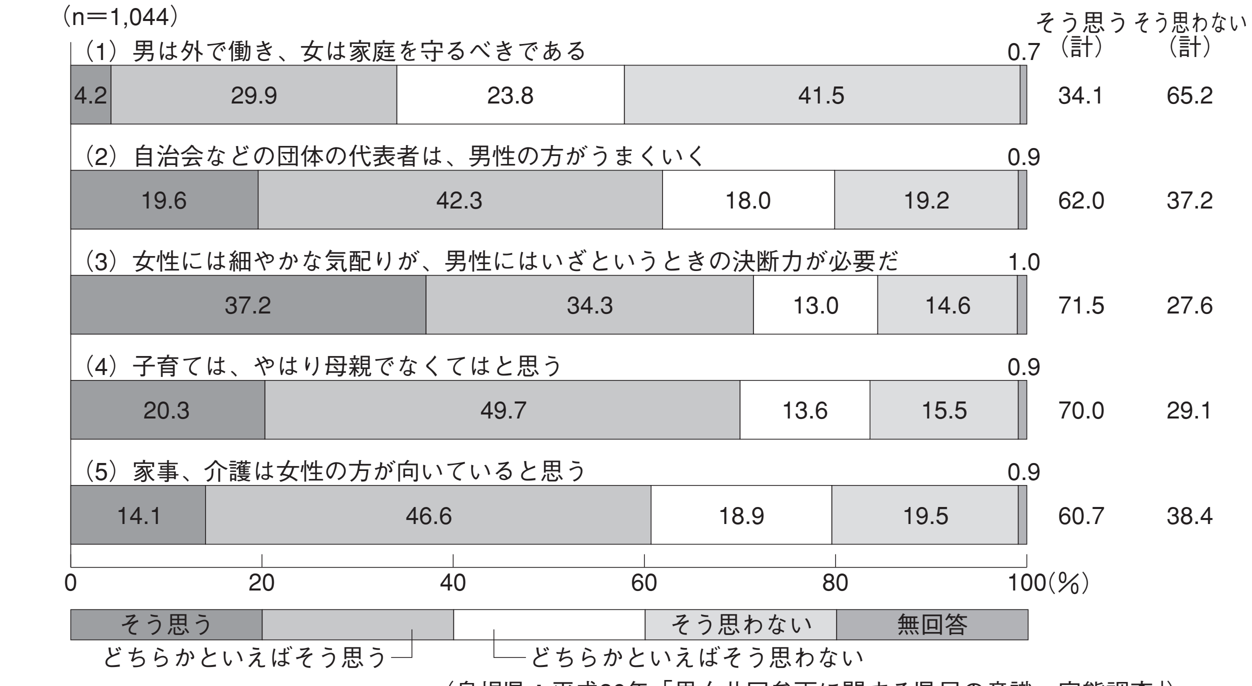

（島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」）

（参考）平成30年度島根県政世論調査結果

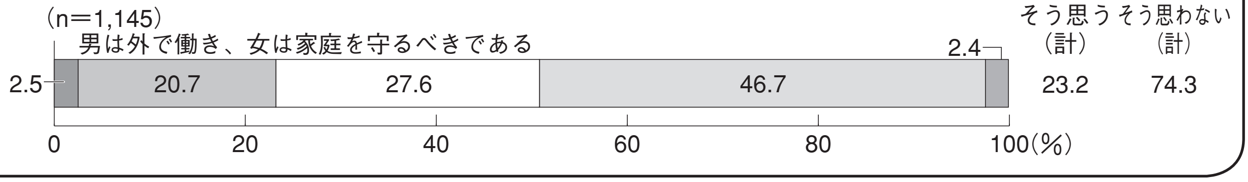

(2) 教育・学習の状況

図3　高等学校卒業者の進路別割合

女性は、高等学校卒業後に就職する者の割合が減り、大学等進学者の割合が増加する傾向が続いており、大学等に進学する割合は男性より5.7ポイントも高くなっています。

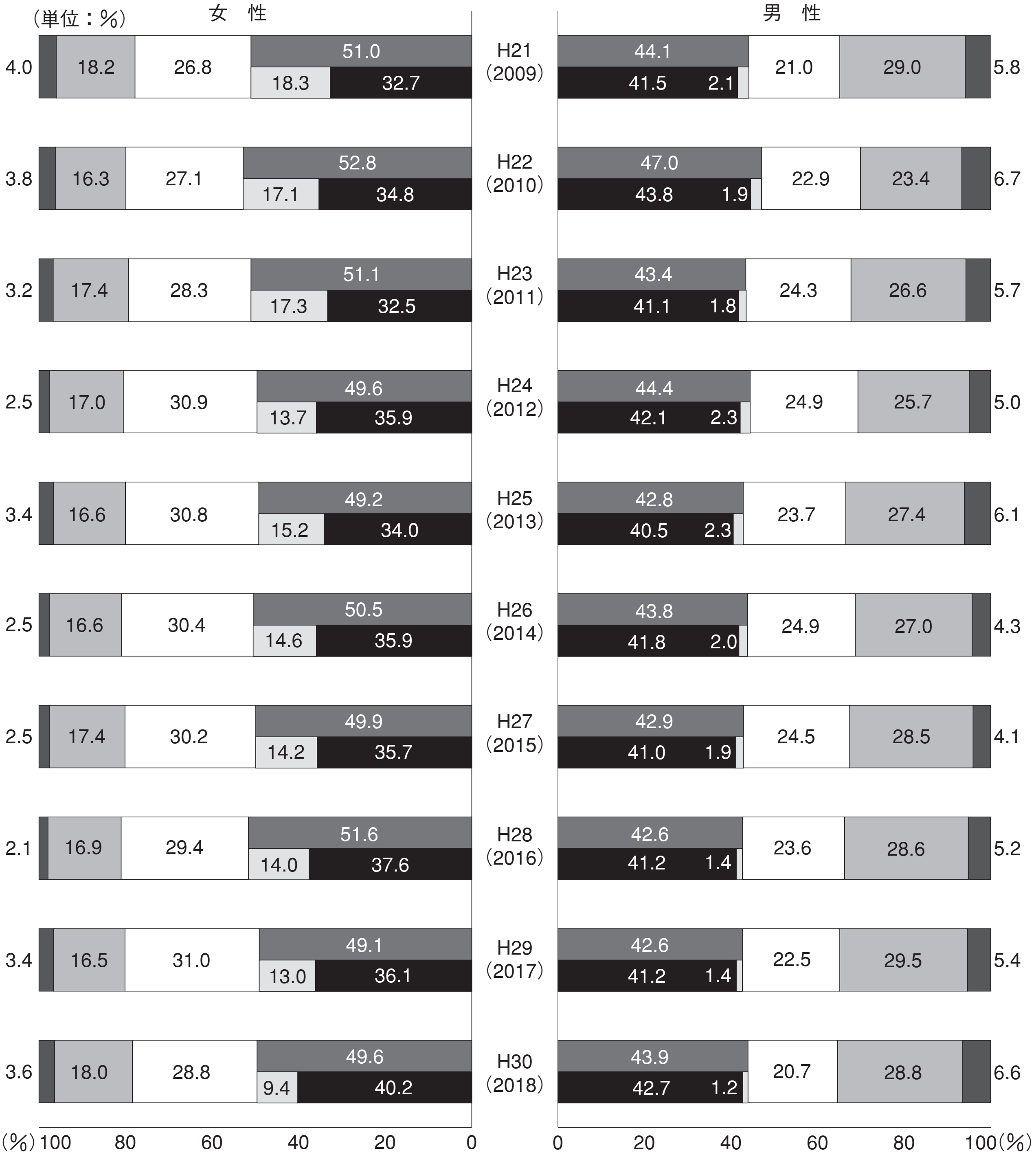

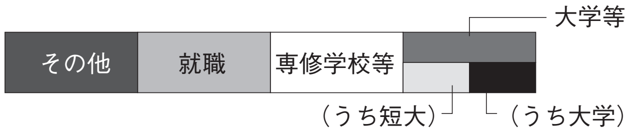

注１）大学等、専修学校等には就職進学者を含む。
２）専修学校等には、公共職業能力開発施設等を含む。
３）就職は、就職進学・入学者を除く。

（島根県：平成30年度「学校基本調査」）

2. ワーク・ライフ・バランスの状況

（1）家庭における状況

図4　家庭における役割分担

日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する５項目は、「該当する仕事はない」場合を除いてすべて妻がすることが多くなっていますが、「家庭における重大な事柄の決定」では夫が半数近くを占め、最も多くなっています。

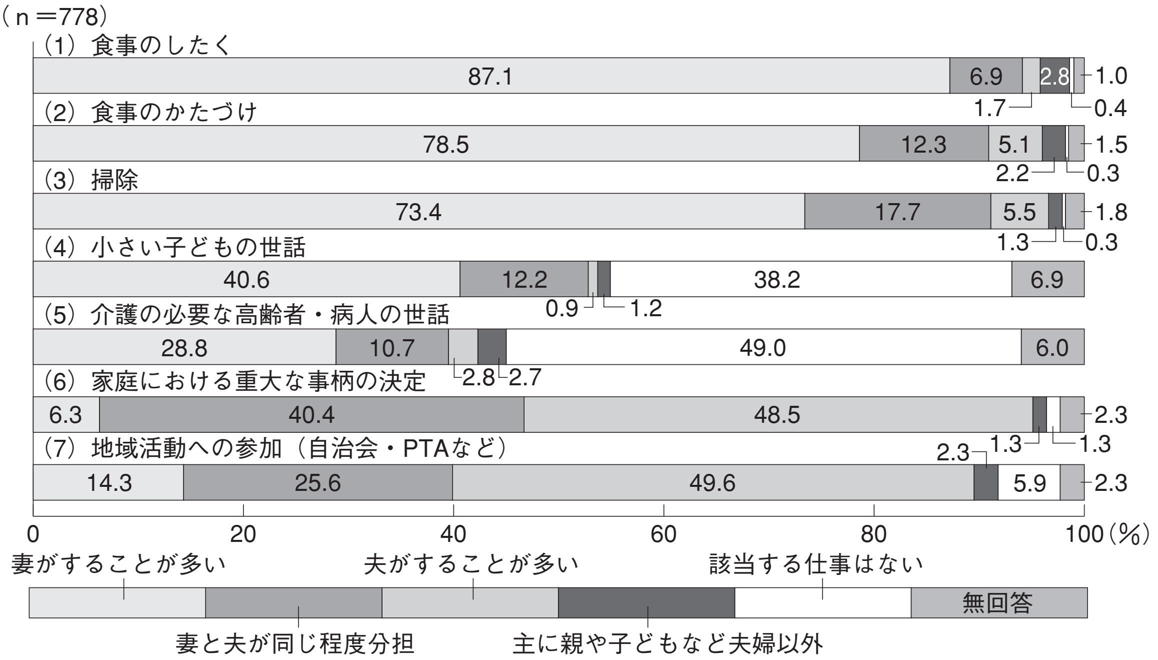

（島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」）

図5　仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度

希望優先度としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合が39.5%と最も高く、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人の割合（19.5%）、「家庭生活」を優先したい人の割合（14.5%）が続いています。

ただ、現状では、女性は「家庭生活」を優先している人の割合（28.8%）が高く、男性は「仕事」を優先している人の割合（36.9%）が高くなっています。

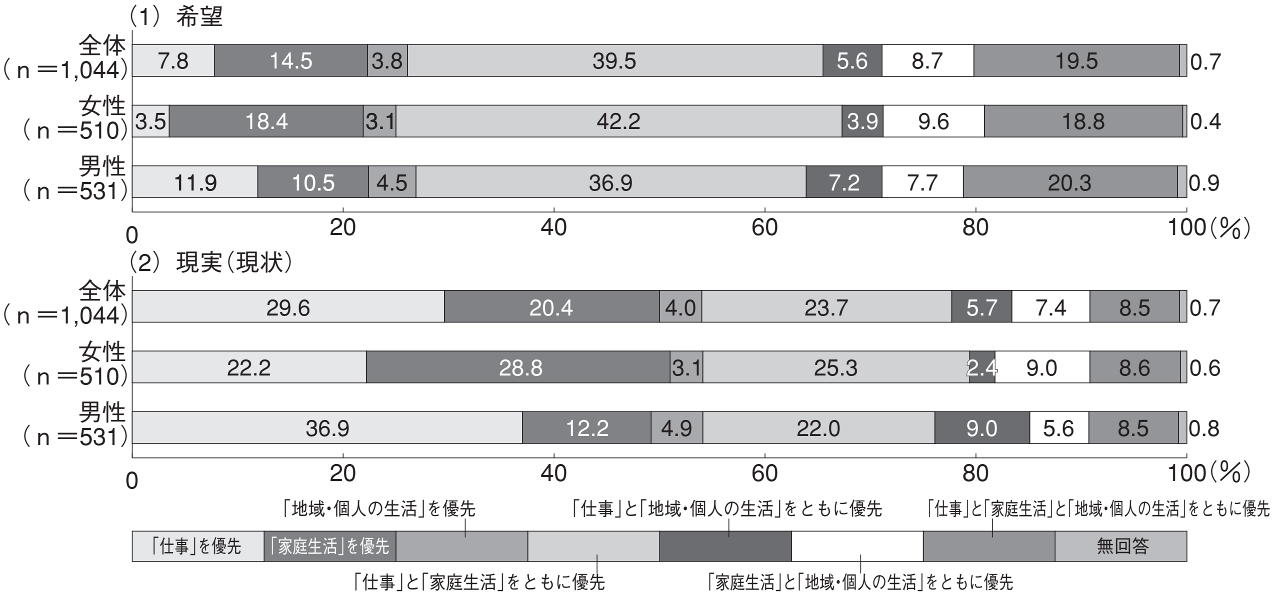

（島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」）

（2）事業所における状況

図6　事業所における雇用環境の整備状況

育児休業制度について、平成11年度から８割以上の事業所が規定を設けています。
また、介護休業制度も平成14年度以降、約８割の事業所が規定を設けています。

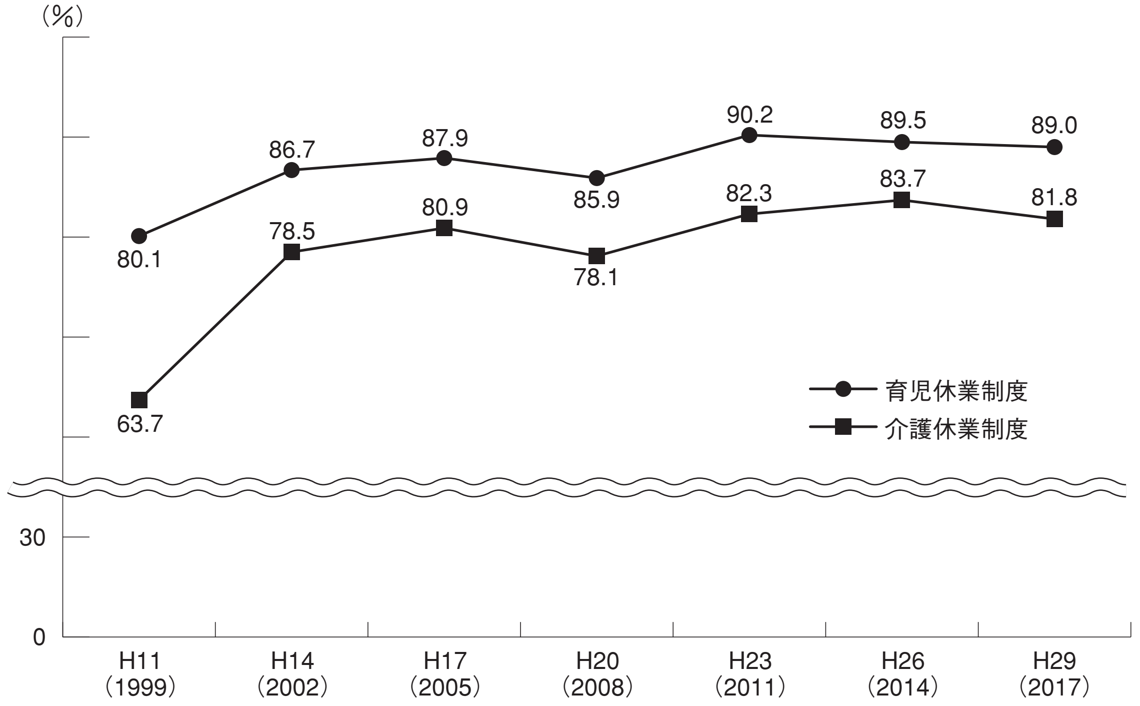

※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
（島根県：「労務管理実態調査」）

図7　育児休業制度・介護休業制度の利用状況

１歳６ヶ月未満の子を養育する労働者がいる事業所のうち育児休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、平成17年度以降、増加傾向にあり、平成29年度では６割を超えています。
一方、すべての事業所のうち介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、依然として低い状況です。

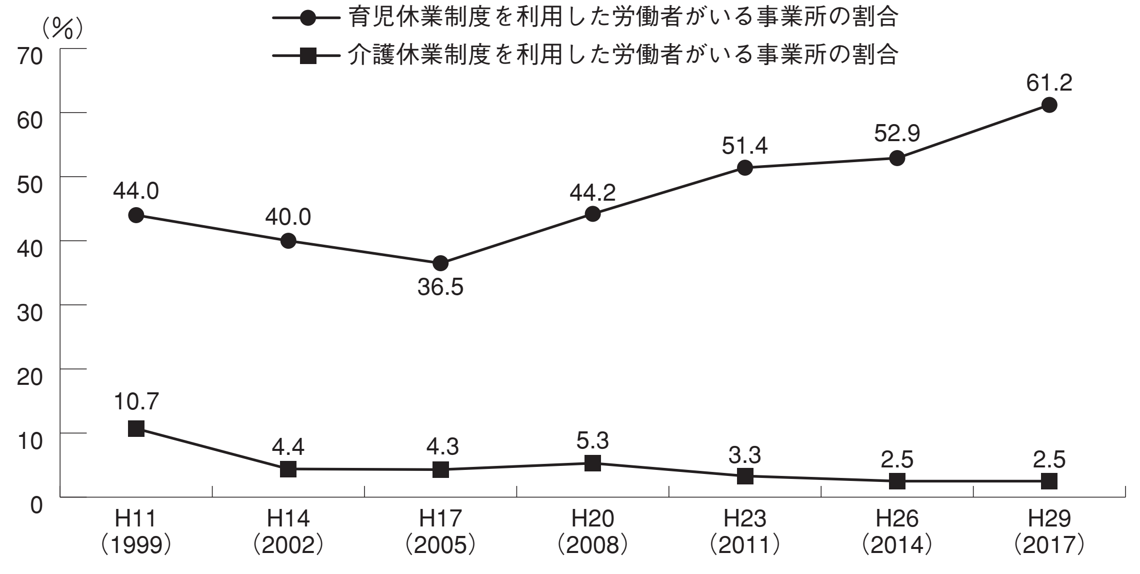

※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「５人以上」に拡大
平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「１歳６ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大
また、平成23年度、平成26年度の数値は、調査結果を精査し、修正した。
（島根県：「労務管理実態調査」）

図8　育児休業制度を利用した労働者の割合

１歳６ヶ月未満の子を養育する労働者のうち育児休業制度を利用した労働者の割合は、平成17年以降、３割以上です。
１歳６ヶ月未満の子を養育する女性労働者のうち育児休業制度を利用した人の割合は、平成17年以降、７割以上です。
１歳６ヶ月未満の子を養育する男性労働者のうち育児休業制度を利用した人の割合は、依然として低い状況です。

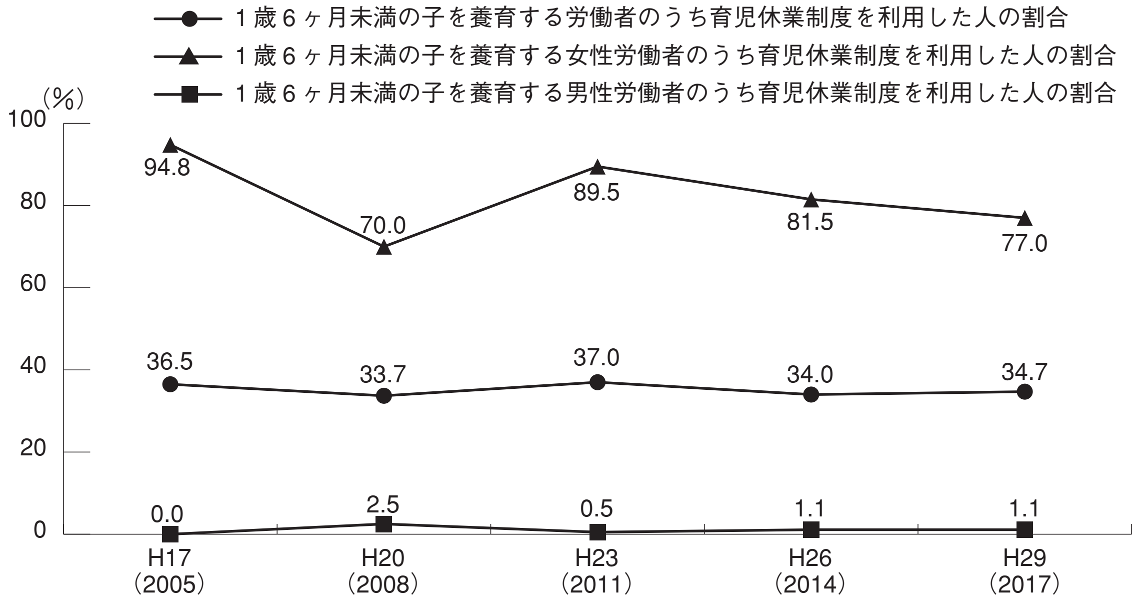

※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「５人以上」に拡大
平成23年度調査より、調査対象労働者を「１歳未満の子を養育する労働者」から「１歳６ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大
（島根県：「労務管理実態調査」）

図9　こっころカンパニー認定企業数

こっころカンパニー認定企業数は増加傾向を示しています。

平成31年3月31日現在

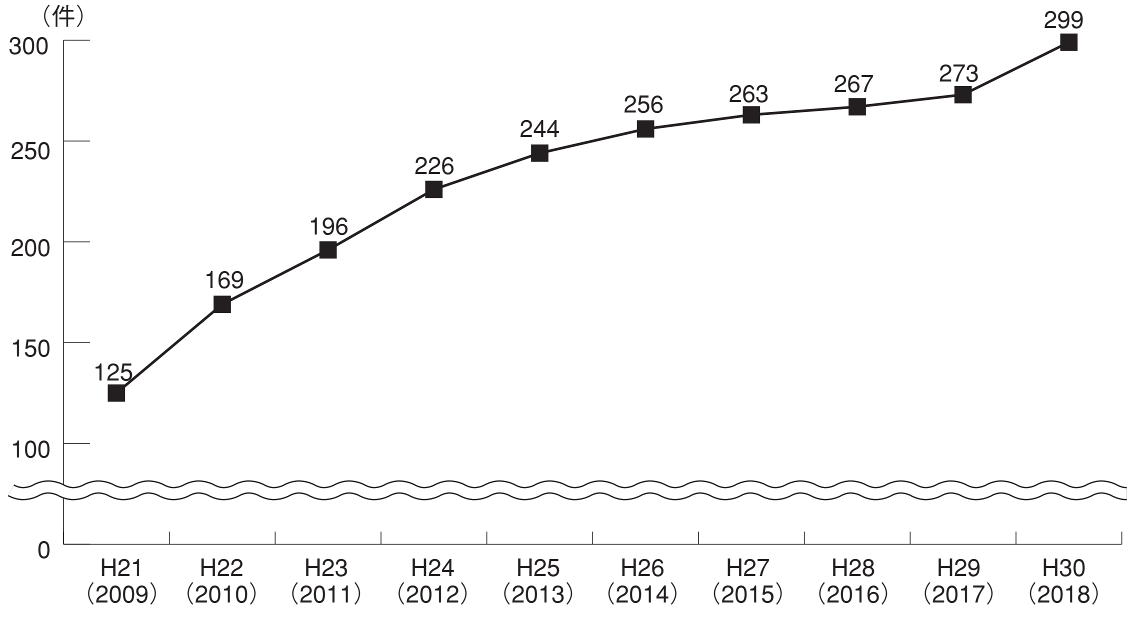

※こっころカンパニー：従業員の子育てを積極的に応援する企業を認定し、県の入札や融資制度などで優遇する制度。
（島根県子ども・子育て支援課調査）

3. 様々な分野における男女共同参画の状況

（1）政策・方針決定過程における状況

図10　地方議会における女性の議員の割合

平成31年４月１日現在で、市議会の女性議員の割合は9.6%、町村議会の女性議員の割合は5.5%であり、それぞれ前年度と同数でした。また、県議会には３名の女性議員が選出されています。

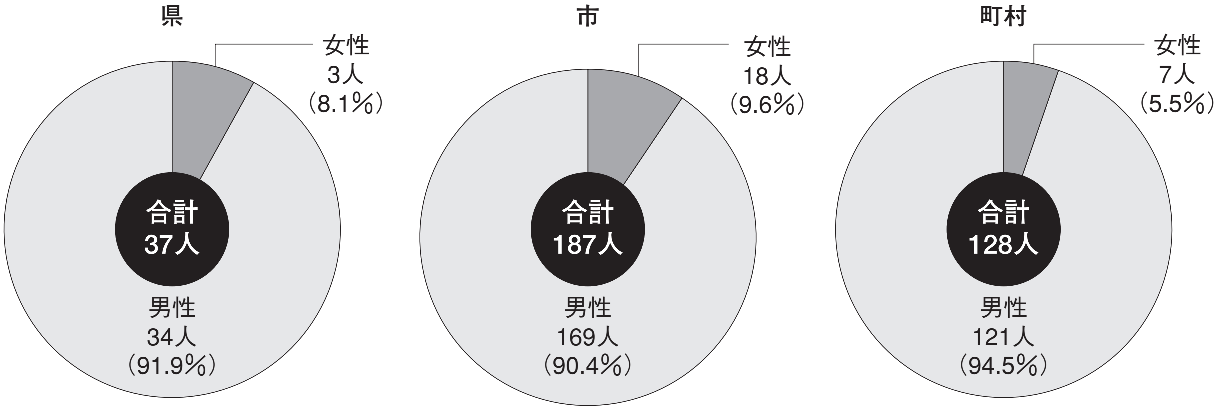

（島根県環境生活総務課調査）

図11　審議会等における女性の委員の割合

◯県（目標の対象である審議会等の登用率）
◯市町村（地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の登用率）

審議会等の女性の参画率は、県では46.5%（平成31年４月現在）と、平成18年度以降40%を上回っています。一方、市町村では26.7%（平成31年４月現在）と、平成29年度以降は概ね横ばいで推移しています。

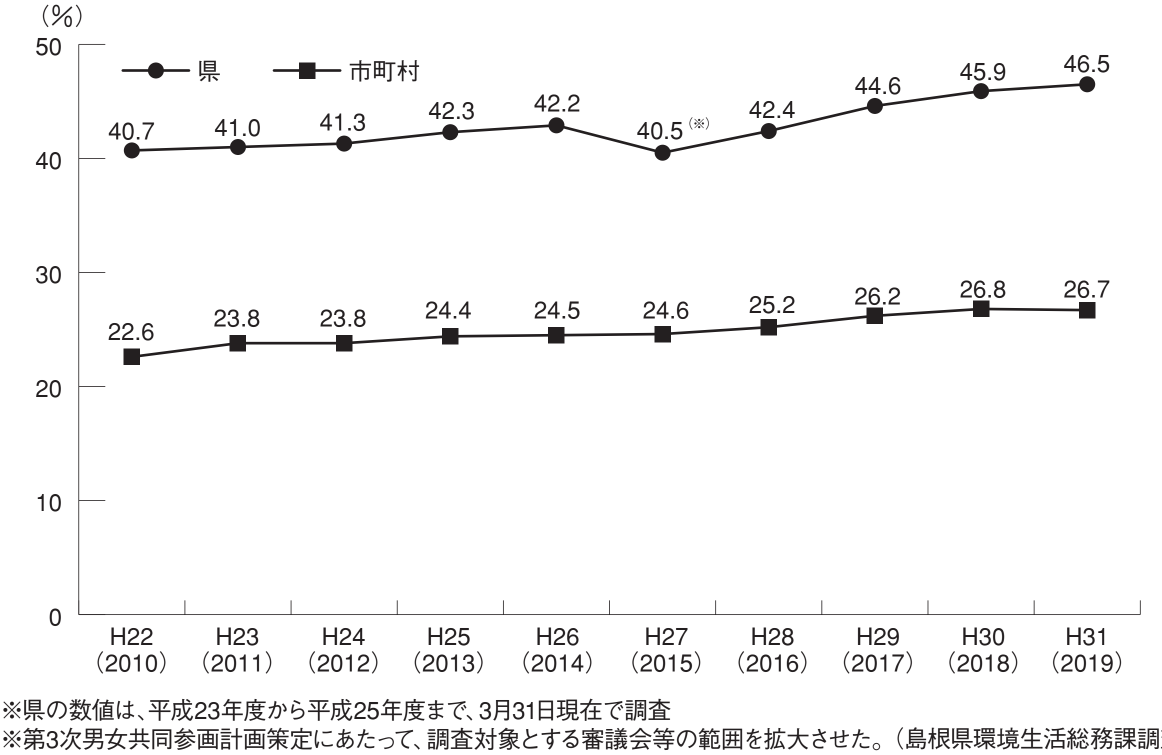

※県の数値は、平成23年度から平成25年度まで、3月31日現在で調査
※第3次男女共同参画計画策定にあたって、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させた。（島根県環境生活総務課調査）

図12　県内公務員の女性の管理職の割合

◯県職員における女性の管理職の割合
◯市町村職員における女性の管理職の割合
◯公立学校教職員における女性の管理職の割合

公務員の女性管理職の割合については、県、市町村とも昨年に比べ伸びています。
公立学校における女性の管理職登用割合は、増加傾向にあります。

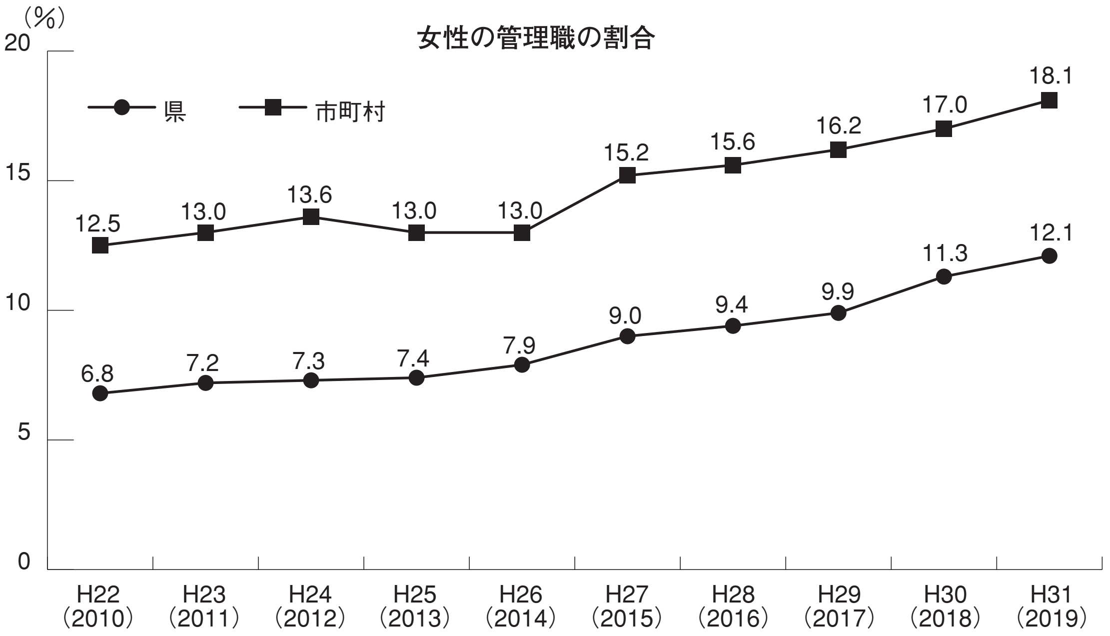

※管理職とは本庁における課長相当職以上の職
※病院職員、警察職員を含む。教育職員を除く。

（島根県環境生活総務課調査）

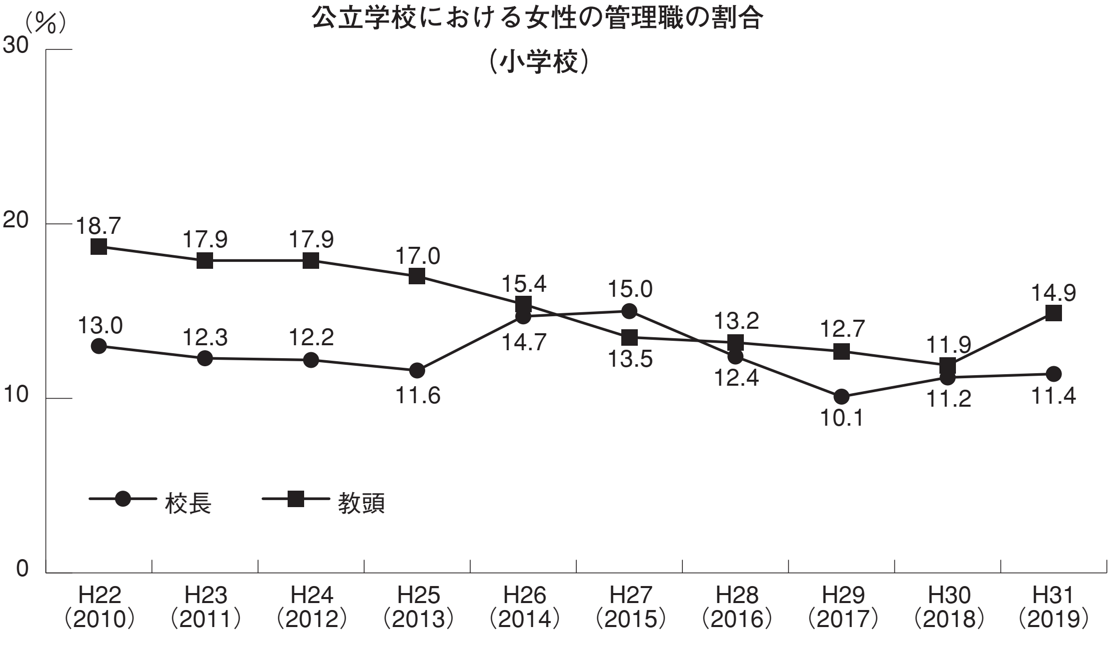

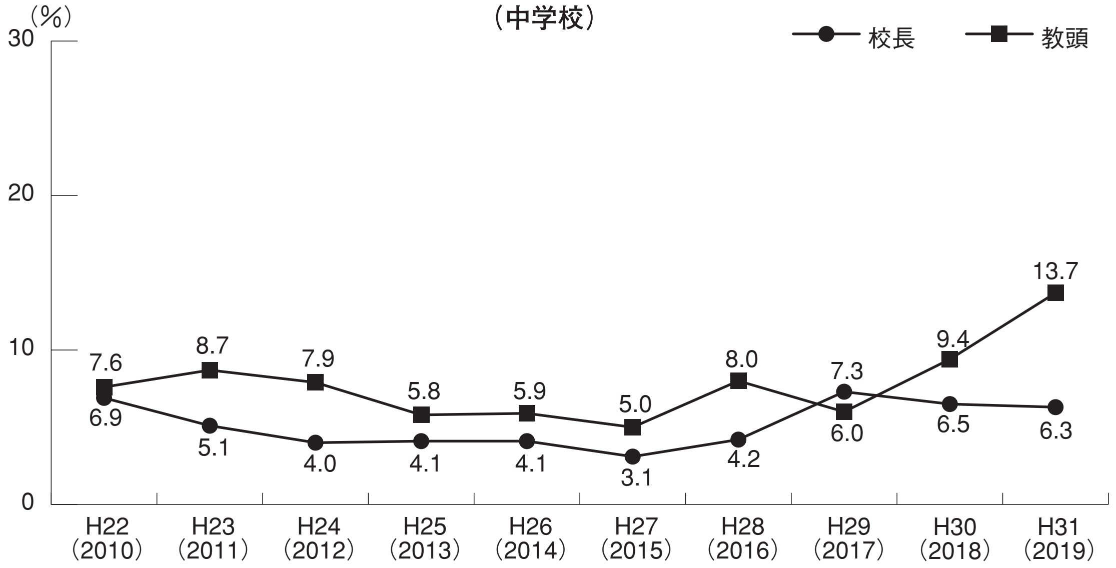
（中学校）
(%)
校長
教頭
30
20
10
0
7.6
8.7
7.9
5.8
5.9
5.0
8.0
7.3
9.4
13.7
6.9
5.1
4.0
4.1
4.1
3.1
4.2
6.0
6.5
6.3
H22（2010）
H23（2011）
H24（2012）
H25（2013）
H26（2014）
H27（2015）
H28（2016）
H29（2017）
H30（2018）
H31（2019）

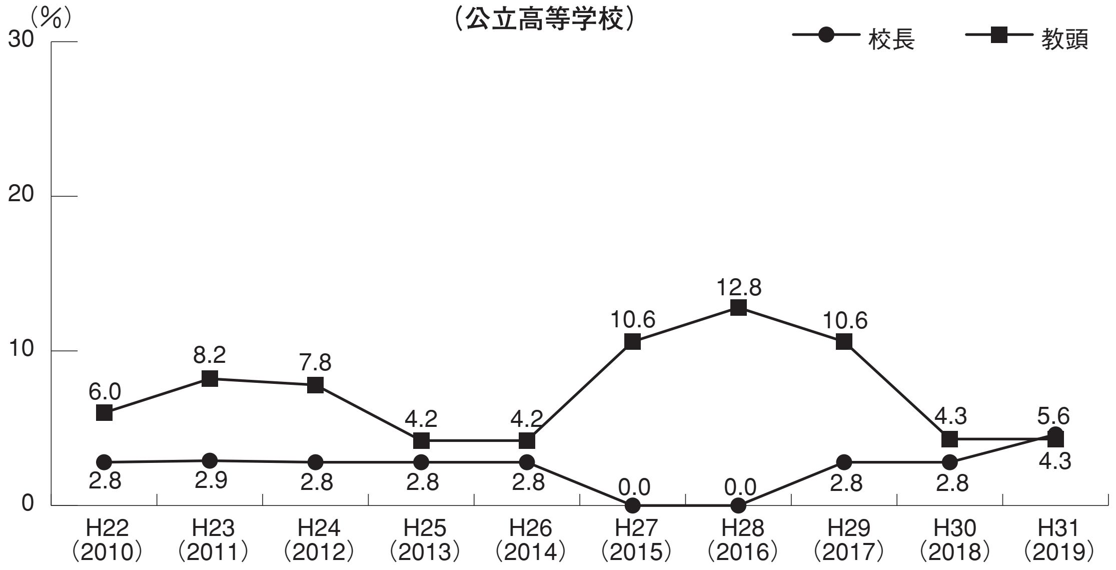
（公立高等学校）
(%)
校長
教頭
30
20
10
0
6.0
8.2
7.8
4.2
4.2
10.6
12.8
10.6
4.3
5.6
2.8
2.9
2.8
2.8
2.8
0.0
0.0
2.8
2.8
4.3
H22（2010）
H23（2011）
H24（2012）
H25（2013）
H26（2014）
H27（2015）
H28（2016）
H29（2017）
H30（2018）
H31（2019）

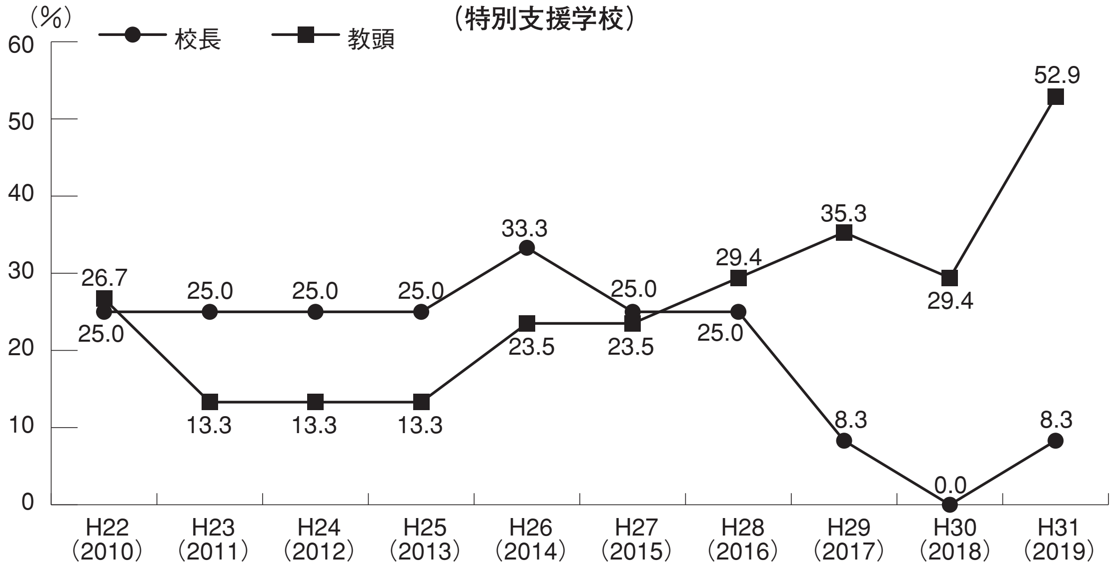
（特別支援学校）
(%)
校長
教頭
60
50
40
30
20
10
0
26.7
25.0
25.0
25.0
25.0
33.3
25.0
29.4
35.3
29.4
52.9
13.3
13.3
13.3
23.5
23.5
25.0
8.3
0.0
8.3
H22（2010）
H23（2011）
H24（2012）
H25（2013）
H26（2014）
H27（2015）
H28（2016）
H29（2017）
H30（2018）
H31（2019）

（島根県教育委員会調査）

（2）職場における状況

図13　労働力率

男女別労働力率を年齢５歳階級別に見ると、県の女性は45歳～49歳を頂点とし、底となる年齢が全国より若く、M字カーブではなく、台形に近くなっています。

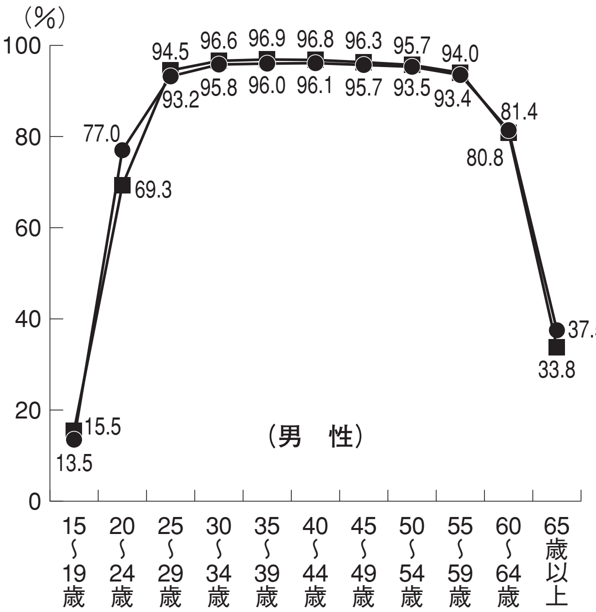

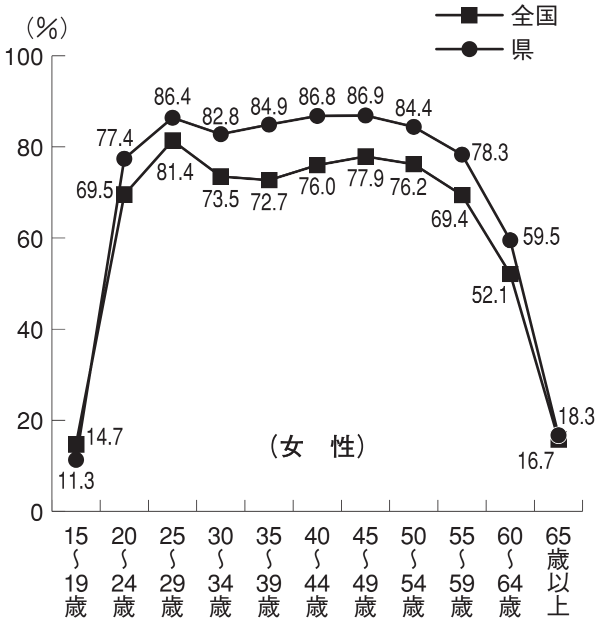

（総務省統計局：平成27年度「国勢調査」）

図14　女性を役職に登用している事業所の割合

女性を何らかの役職に登用している事業所の割合は年々高まっており、平成29年では６割以上の事業所で登用されています。

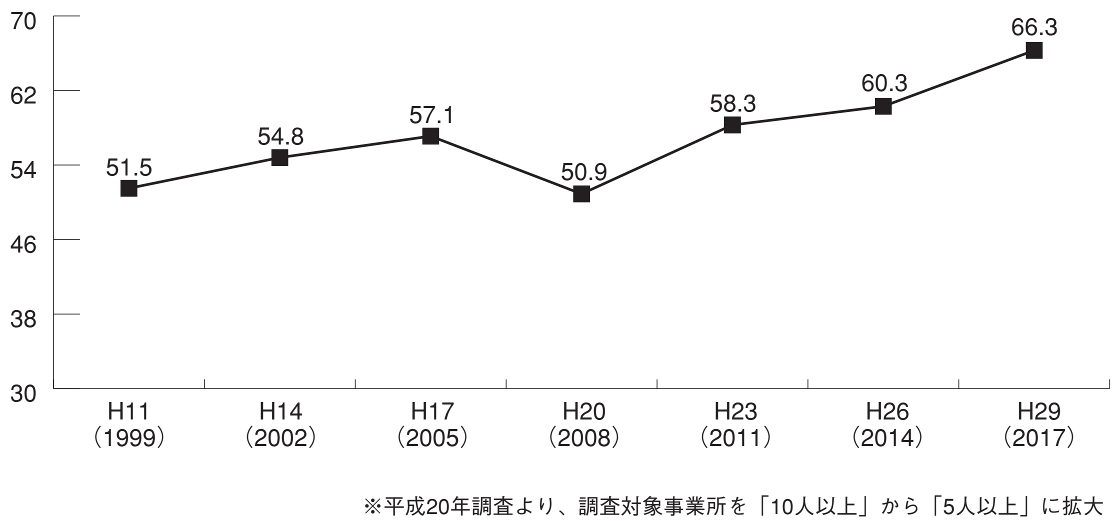

※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
（島根県：「労務管理実態調査」）

図15　しまね女性の活躍応援企業登録数

「しまね女性の活躍応援企業」の登録数は増加傾向があります。

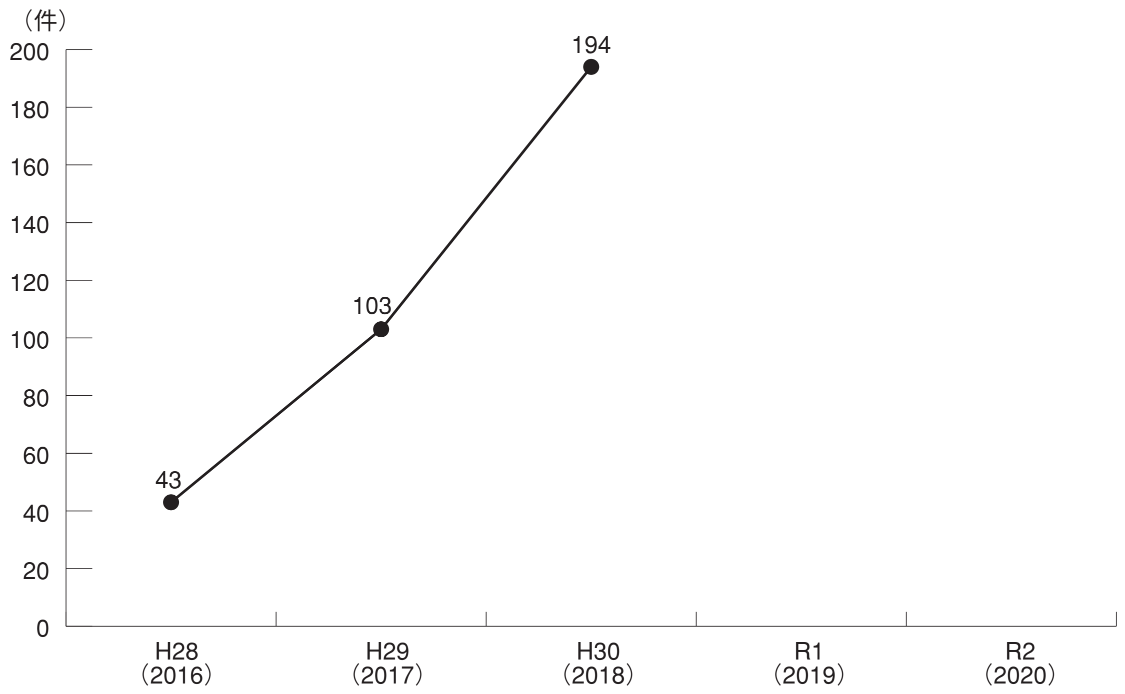

（島根県環境生活総務課調査）

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として、登録しています。

企業	※次のいずれかに該当する事業主 ⑴女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という）を策定し、島根労働局に届出し、及び公表を行っていること ⑵県外の本社において「一般事業主行動計画」を策定している場合にあっては、県内事業所において「県版行動計画」を策定し、公表を行っていること	登録 →	●応援企業登録のメリット（県の支援）
団体	※次のいずれにも該当する団体 ⑴主たる事業所を県内に有すること ⑵「県版行動計画」を策定し、公表を行っていること ⑶次のいずれかに該当する団体であること ・５者以上の民間事業主で構成する団体 ・その他知事が認める団体	登録 →	

●応援企業登録のメリット
（県の支援）

⑴登録企業を県ホームページや企業説明会等でPR
⑵登録企業対象の補助金制度（中小企業・団体等のみ）
⑶登録企業対象の表彰制度
⑷県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査での加点
⑸県の調達において受注機会の増大のための取組の実施（H29.9より）
⑹県の建設工事入札参加資格審査での加点

（3）地域における状況

図16　PTAにおける女性の会長の割合

令和元年７月現在で小学校のPTAの女性の会長の割合は8.1％、副会長の割合は38.5％です。
また、中学校のPTAの女性の会長の割合は5.4％、副会長の割合は35.3％です。
県立高等学校PTAについては、女性の会長の割合が2.8％、副会長の割合が18.3％です。

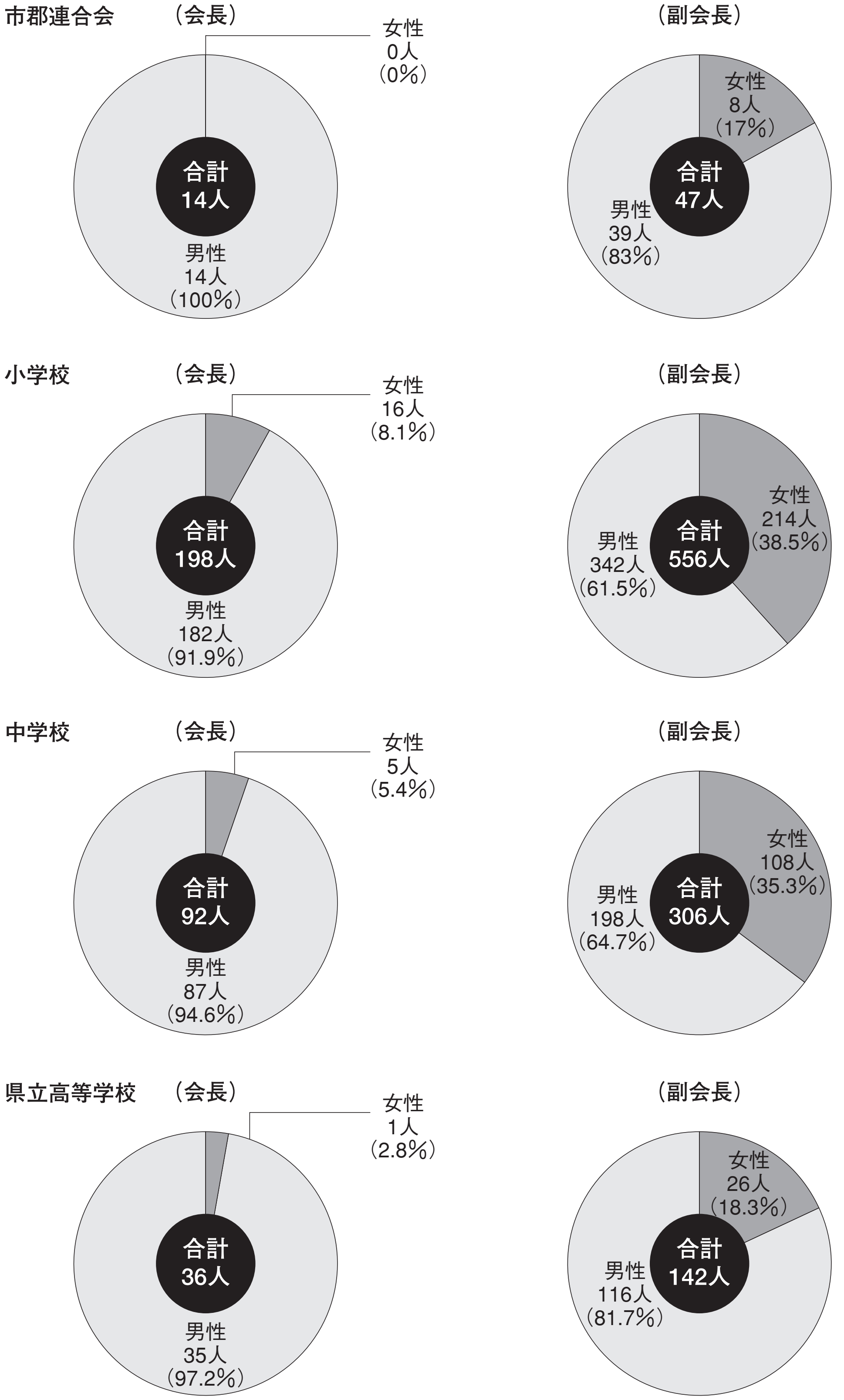

（島根県環境生活総務課調査）

図17　自治会における女性の会長の割合

（市町村の把握できた自治会の数値です。）

平成31年４月現在で女性の自治連合会の会長は０％、副会長は3.5％、自治会の会長・副会長は3.8％・11.7％と非常に低い状況です。

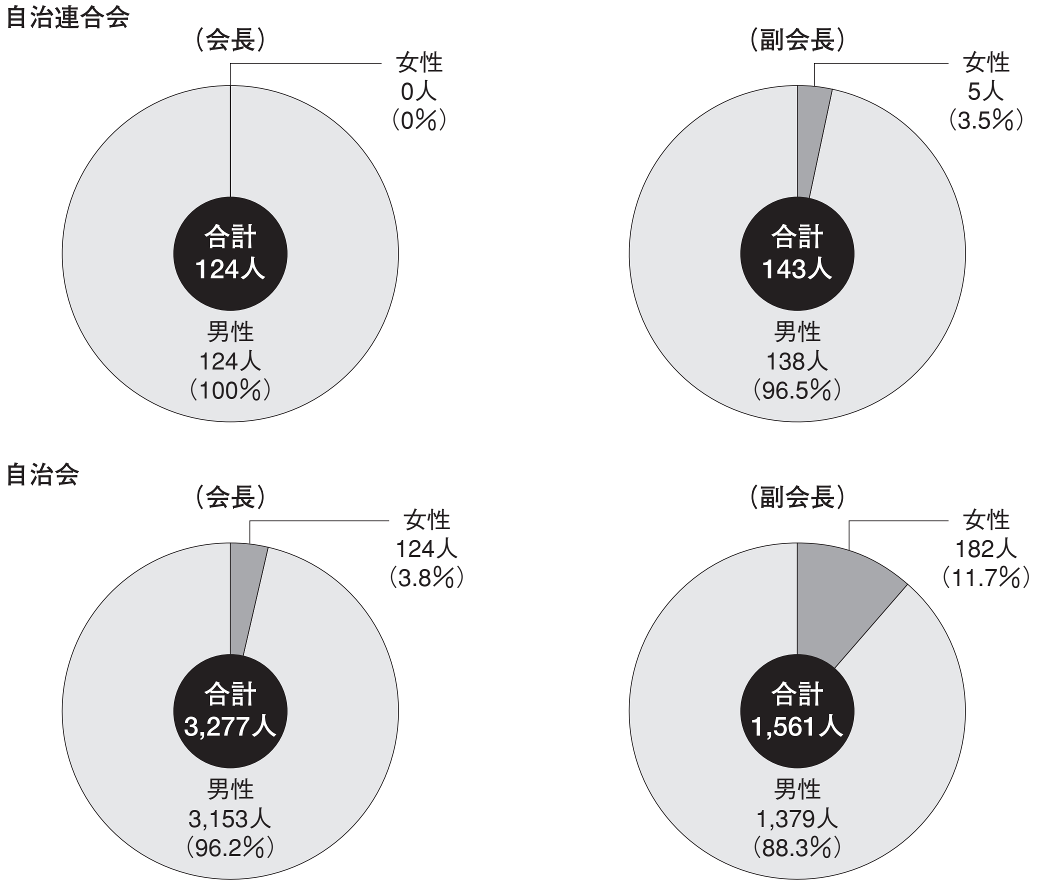

（島根県環境生活総務課調査）

図18　公民館における女性の館長の割合

平成31年４月現在で、県内の公民館長のうち6.3％が女性の公民館長です。

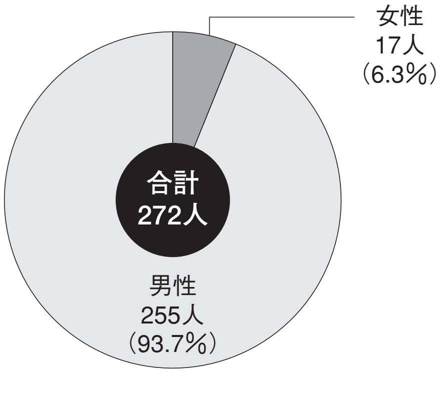

（島根県環境生活総務課調査）

図19　しまね女性ファンドを活用した活動件数

しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数は、平成30年度は15件となっています。

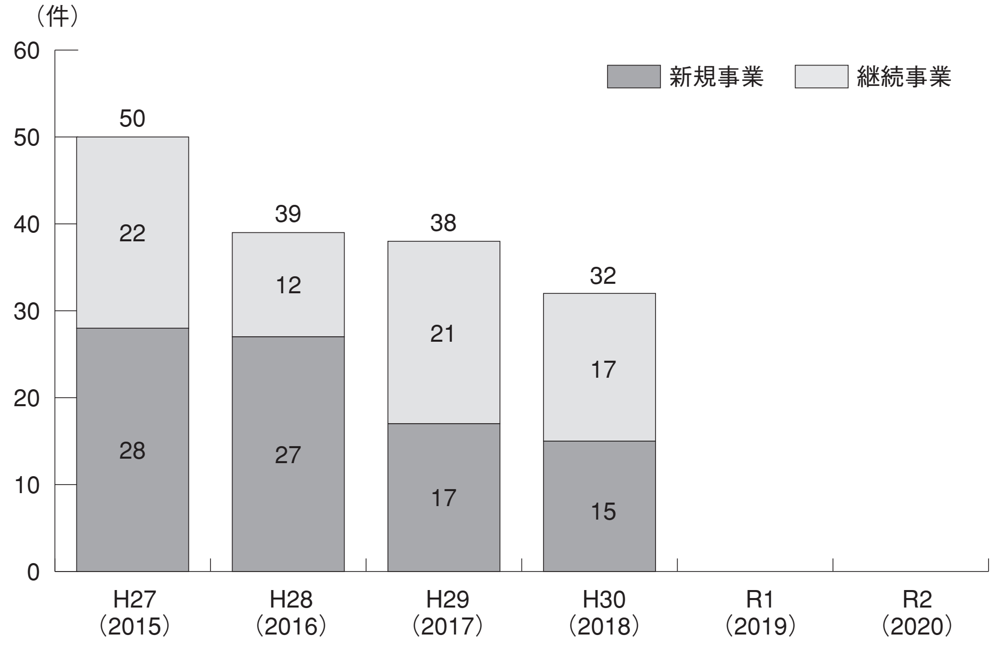

（島根県環境生活総務課調査）

図20　島根県外国人登録者数

外国人登録者数は男女とも平成21年以降は概ね横ばいで推移していましたが、平成26年より増加傾向となっています。

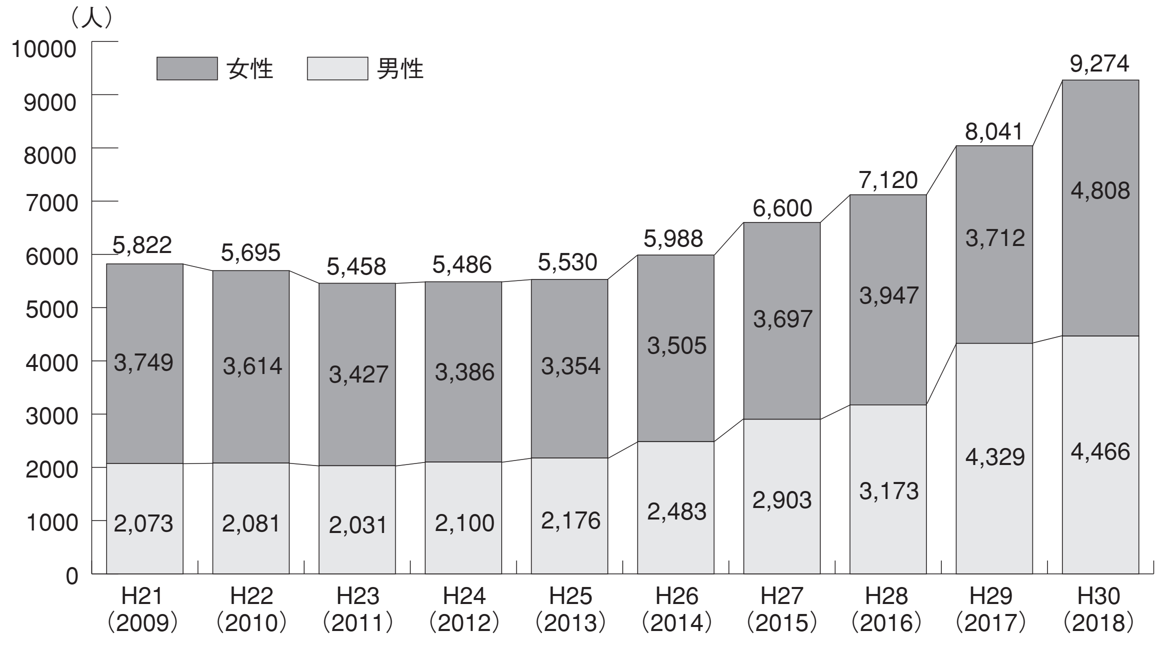

（法務省入国管理局調査）

（4）農林水産業における状況

図21　家族経営協定締結農家数

家族経営協定を締結している農家数は増加傾向が続いていましたが、横ばい傾向に転じています。

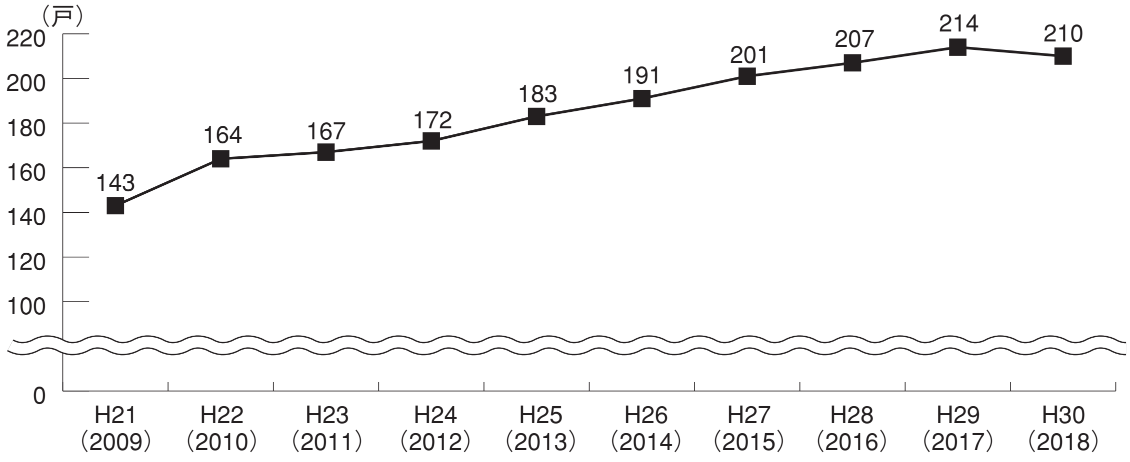

（島根県農業経営課調査）

図22　女性の農業委員の割合

女性の農業委員の割合は平成29年度に大きく増加し、増加傾向が続いています。

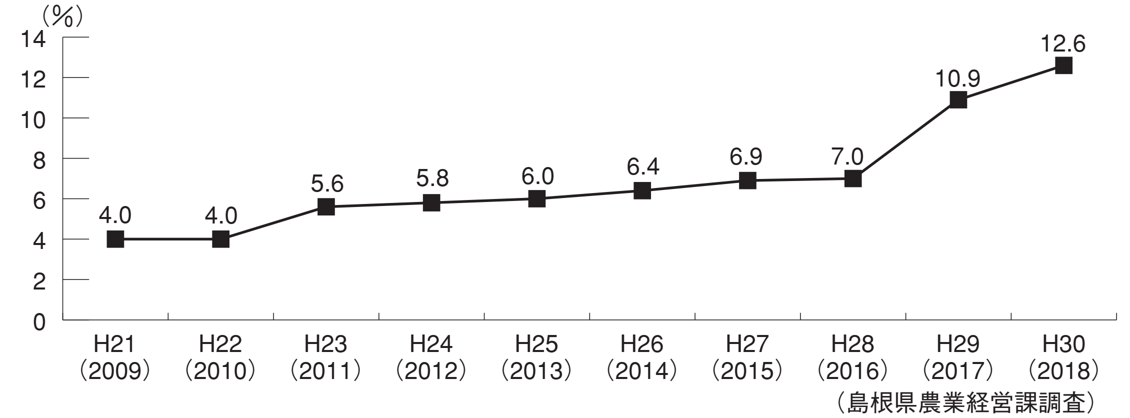

（島根県農業経営課調査）

図23　総合農業協同組合の女性役員の割合

女性の総合農業協同組合役員の割合はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成26年度は統合の影響により減少しています。

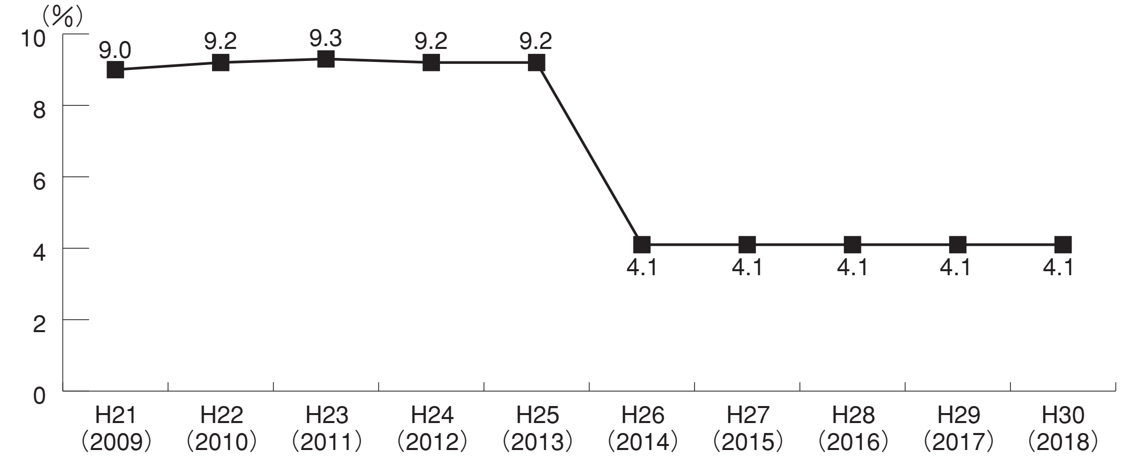

（総合農協統計表（H13～H22）及び農業経営課調査（H23～））

4. 個人の人権関係

図24　ドメスティック・バイオレンスの経験

ドメスティック・バイオレンスの経験については、直接自分が経験したことがある人に自分のまわりに経験した人がいるを加えると25.9%に上っています。

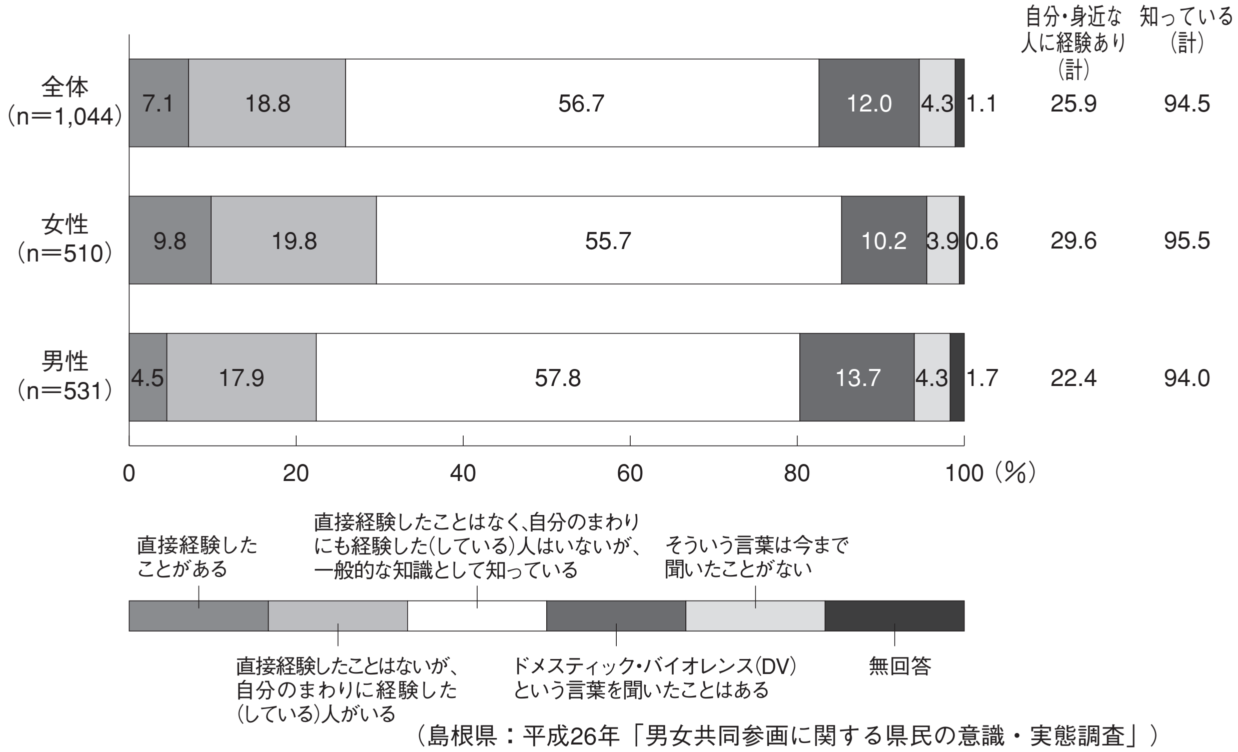

（島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」）

図25　女性相談の件数

相談件数（電話及び面接の合計）は、前年度に比べて21件減少しました。

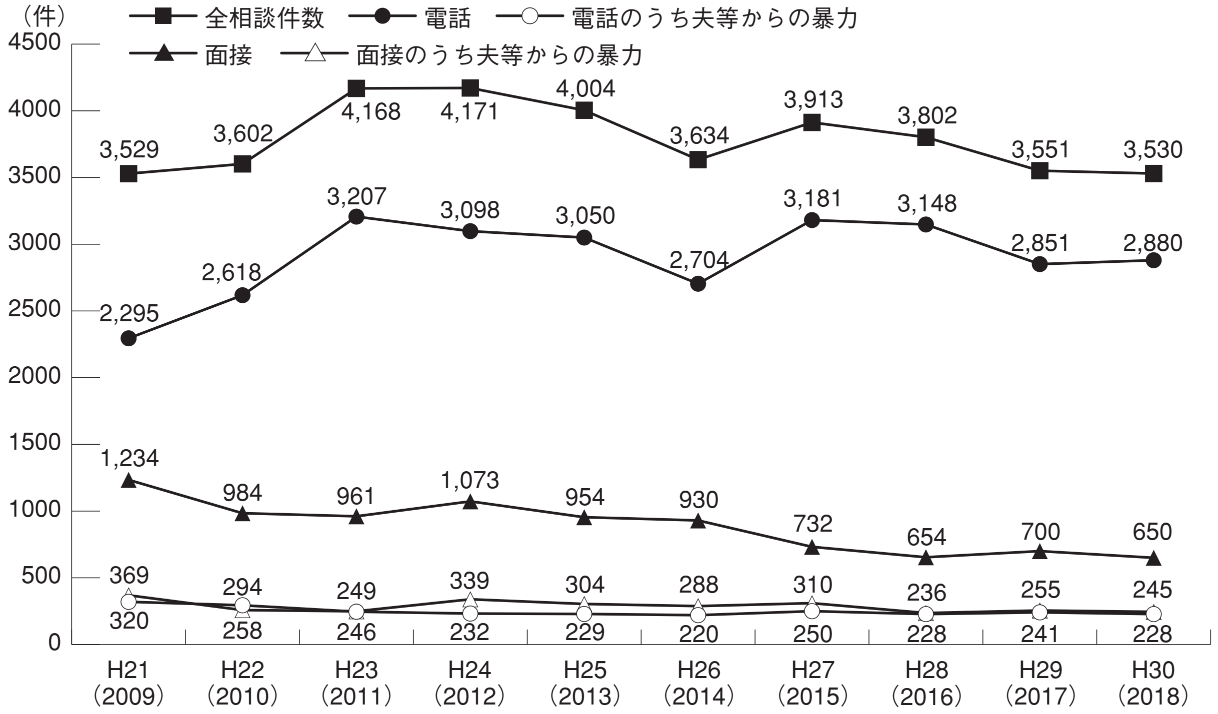

注　女性相談センター等、県の女性相談窓口で受け付けた件数である。

（島根県女性相談センター調査）

図26　女性相談の主訴別相談状況（平成30年度）

平成30年度にあった相談内容を主訴別に見ると、精神的問題（15.2％）が最も多く、夫婦間の問題（「夫等からの暴力」「夫等の薬物・酒乱」「離婚問題」「夫等その他」）が全体の38.8％を占める状況です。

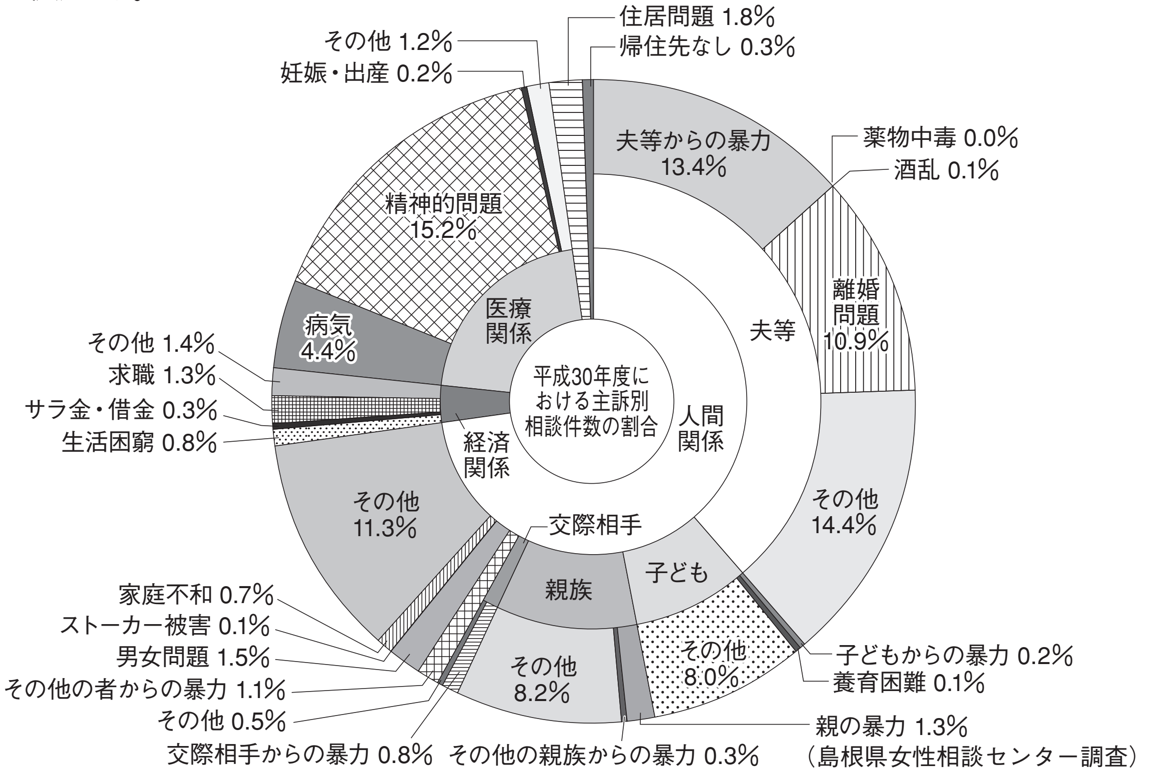

（島根県女性相談センター調査）

図27　一時保護件数

近年、一時保護の 8 割程度がDVによるものとなっています。

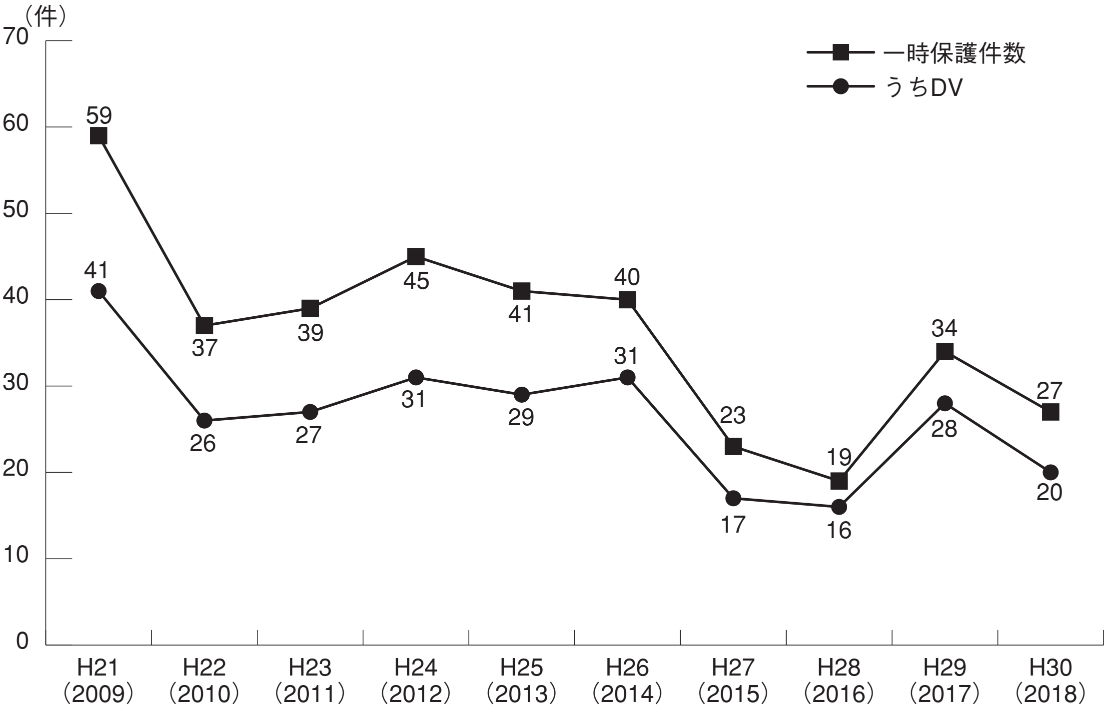

（島根県女性相談センター調査）

平成30年度施策の実施状況

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
重点目標１　地域における慣行の見直しと意識の改革				
	（1）全県的な広がりをもった広報・啓発活動の展開 県民や企業、団体等への広報・啓発活動			
		●男女共同参画の理解促進事業 ①若者に向けた男女共同参画推進啓発事業（4ヵ所、受講者578名） ②地域に向けた男女共同参画推進事業（4回、受講者のべ151名） ③市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：34件）	1,499	環境生活総務課
		●関係団体との連携による男女共同参画推進事業 「男女共同参画社会形成促進会議」と県内の経済団体等からなる「しまね働く女性きらめき応援会議」との共催により、男性の家事参画促進フォーラムを開催	―	
		●広報誌やホームページなどを活用した情報提供、報道機関への情報提供 ①県の各種広報誌やホームページによる、男女共同参画や女性活躍推進に係る事例や研修会、セミナー等についての県民への情報提供 ②男女共同参画や女性活躍推進に係る各種研修会、セミナー等についての各報道機関への情報提供	―	
		●６月の男女共同参画推進月間に、島根県民会館（プロムナードギャラリー）で広報・啓発展示	―	
	（2）男性や若者にとっての男女共同参画の推進 男性や大学生などの若者を対象とした理解促進			
		●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 若者に向けた男女共同参画推進啓発事業（4ヵ所、受講者578名）	614	環境生活総務課
		●若年層を対象としたＤＶ予防啓発 ①平成24年度に県内各学校に配付した「デートＤＶ予防教育プログラム」について、会議や研修等において教育現場での利用促進を働きかけた。 ②本プログラムの利用促進のため、教員等を対象に「若年層に対する暴力予防教育実践者研修」を開催した。 ③デートＤＶチェックリスト（リーフレット）を作成し、女性相談センター及び市町村が実施する出前講座等で用いて啓発に努めた。	287	青少年家庭課
		●授業等を通じたＤＶやデートＤＶの予防啓発 「心と性の相談事業」「専門医派遣事業」を活用した講演会等を実施した（66校）。	742	教育庁保健体育課
	（3）男女共同参画に関する情報の収集・提供 男女共同参画の実態の把握と関連情報の収集・整備・提供			
		●女性の活動に関する情報の収集、整備 ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供	―	環境生活総務課
		●書籍・映像資料の収集、啓発パネルの整備 男女共同参画センター情報ライブラリー用書籍176点、映像資料5本を購入	398	
		●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策･方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年１回）	219	
重点目標２　男女共同参画に関する教育・学習の推進				
	（1）学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進 保育、幼児教育、学校教育における男女共同参画の推進、教職員に対する研修の充実			
		●保育所職員に対し専門知識の習得･保育技術の向上や子育て相談技術の向上を目的とした研修を実施 ①保育士キャリアアップ研修（乳児保育）（松江市・浜田市・出雲市） ②保育士キャリアアップ研修（幼児教育）（松江市・浜田市） ③保育士キャリアアップ研修（障がい児保育）（松江市・浜田市） ④保育士キャリアアップ研修（食育・アレルギー）（松江市・浜田市） ⑤保育士キャリアアップ研修（保健衛生・安全対策）（松江市・浜田市） ⑥保育士キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）（松江市・浜田市・隠岐の島町） ⑦保育士キャリアアップ研修（マネジメント）（松江市・浜田市・出雲市） ⑧保育士キャリアアップ研修（保育実践）（松江市）	9,907	子ども・子育て支援課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所管課
		●幼児の育成のための教員研修 ①新規採用幼稚園教諭研修 園外における研修【教育センター研修】4日 園内における研修【研修指導員による研修】8日 ②新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修 園外における研修　4日 ③教職経験11年目研修（幼稚園教諭） 園外における研修【教育センター研修】7日 園内における研修【研修指導員による研修】7日 ④幼児教育推進シンポジウム、幼稚園教育課程研修、幼保小連携研修、保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修の実施	3,235	教育庁 教育指導課
		●小学校家庭科教育講座、中・高等学校家庭科教育講座、中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科研修（家庭科）を実施した。現代社会の多様な課題に立ち向かう子どもたちの、問題解決能力や意思決定能力を育成するために、授業づくりを中心に講義・演習を行った。（のべ3日間、受講者45名）	170	
		●発達段階に応じたきめ細かな指導の充実 【道徳科】 ・小中学校において、男女の協力、男女の理解・尊重について、考える授業の実施について指導している。 【社会科・公民科】 ・中学校社会科公民的分野においては、個人の尊厳と両性の本質的平等に気付かせ、集団内では一人一人が平等な人間として尊重され、それを基盤に社会生活が営まれていることを理解できるよう指導している。 ・高校公民科においては、基本的人権の保障、雇用・労働問題、現代社会の諸課題の中で指導している。 【家庭科】 ・小・中・高校において、男女の協力について指導している。	—	
		●人権・同和教育主任等研修などで、すべての子どもの人権を守り、学びを保障する取組への理解を図る中で、青少年家庭課作成のデートDV予防教育教材の情報提供を行った。	—	教育庁 人権同和教育課
		●人権同和教育課が関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への周知理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上を目指す中で、男女共同参画やＤＶなど女性の人権課題も取り上げた。 また、平成29年度の人権・同和教育推進状況調査から、教職員研修や講演等で「女性の人権」を扱った学校の割合についての情報提供も行った。	—	
		●小・中学校、県立学校校長対象の教育施策説明会や管理職研修等において指導した。男女共同参画に関する理解の促進に引き続き努めた。	—	教育庁 学校企画課
		●私立学校振興費補助金の政策的経費配分として、人権・同和教育費配分を行った。	33,922	総務課
	(2)家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進 家庭、社会教育関係者等への啓発、企業や団体等の役員等への情報提供、啓発			
		●親学プログラムの普及 ①県内において親学プログラムを活用した研修会を183回実施し、4,797名が参加した。 ②平成30年度末までに、同プログラムの進行役を担うファシリテーターを687名養成した。 ＊親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことを狙いとする学習プログラム。参加者同士が交流しながら、自ら気づき考えることを重視する参加型の学習方法で実施。	721	教育庁 社会教育課
		●公民館職員等、社会教育関係者を対象にした、地域指導者養成講座における教育・啓発 市町村担当職員や公民館職員等を対象にした各種講座で、ジェンダーや性別役割分担についての考え方、男女共同参画に関する県民意識調査の結果などを取り上げた。 【基礎講座】平成30年5月21日　出雲市　38名 平成30年5月29日　益田市　36名 【専門講座】平成30年6月29日　浜田市　20名 【隠岐講座】平成30年8月22日　西ノ島町　12名	460	人権同和対策課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		●幼稚園・こども園・小中学校･高等学校・特別支援学校のＰＴＡ役員等が､学校と家庭、地域社会を結ぶ要として重要な役割を担っていることを再認識し、学校・家庭・地域が連携・協働し地域総がかりで子どもを育てていくために、ＰＴＡとして何を、どのように進めていけばよいかについて、参加者全員で考える研修会を実施した。 ・島根県幼こども園・小中・高・特別支援ＰＴＡ合同研修会 テーマ：子供と地域の未来に向けて魅力あるPTAを創る！ 開催日：平成30年12月8日 会　場：県立大学浜田キャンパス 参加者：幼稚園・こども園･小中学校･高等学校･特別支援学校のＰＴＡ会員等166名	152	教育庁 社会教育課
		●公民館等において、それぞれの役割を考え、住民同士のつながりを強める活動に対して支援を行った。	―	
		●研修会などを活用した企業、団体の役員等への働きかけ ①異業種交流会の開催 女性の持つ感性や能力を発揮できる環境作りに力を入れる企業の取組みを紹介するとともに、参加者同士の交流や情報交換の場を設けた。 ・テーマ：「人を大切にするこころの経営」 開催日：平成30年6月13日 対象者：企業・団体等の経営者、経営幹部など 参加者：72名 ②管理職交流会の開催（参加者22名）	679	環境生活総務課

基本目標Ⅱ　ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
重点目標３　ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成				
	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着 県民や企業、団体への意識啓発			
		＜県民への意識啓発＞		
		●県民への意識啓発 ホームページ等による情報提供	―	環境生活総務課
		●男性の家事参画促進事業 ①フォーラムの開催 ・テーマ：「パパもママもハッピー！家事・育児フォーラム」 開催日：平成31年1月13日 参加者：104名 開催場所：島根大学 ②家事セミナーの開催（参加者：22名） ③「家事川柳」の募集 男女の家事・育児などに対する考え方の違いや実態などをテーマにした川柳を募集し、入賞作品をＨＰにて公開した。（応募総数：2,417作品）	1,546	
		＜企業、団体への意識啓発＞		
		●研修会などを活用した企業、団体の役員等への働きかけ【再掲】 ①異業種交流会の開催 女性の持つ感性や能力を発揮できる環境作りに力を入れる企業の取組みを紹介するとともに、参加者同士の交流や情報交換の場を設けた。 ・テーマ：「人を大切にするこころの経営」 開催日：平成30年6月13日 対象者：企業・団体等の経営者、経営幹部など 参加者：72名 ②管理職交流会の開催（参加者22名）	679	環境生活総務課
		●島根県、島根労働局など関係機関により設置された「しまね働き方改革推進会議」により採択された「しまね働き方改革宣言」の周知を行うことにより、ワークライフバランスの普及・啓発につながった。	―	雇用政策課
重点目標４　ワーク・ライフ・バランスの取組支援				
	子育てや介護の支援と就業環境の整備 育児・介護休業制度の活用促進、子育てや介護の環境整備、就業環境整備			
		＜育児・介護休業制度の活用促進＞		
		●育児休業等取得後の継続雇用を奨励する中小・小規模事業者等への支援 県内に本社がある中小・小規模事業者等の従業員数50人未満の県内事業所に対して、従業員が出産後復職し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、奨励金を支給した。 ①育児休業取得期間17か月以上　40万円／人（支給実績：５件） ②育児休業取得期間3か月以上17か月未満　20万円／人（支給実績：624件） ③育児休業取得期間3か月未満または産休のみ　10万円／人（支給実績：82件）	155,230	雇用政策課
		●しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定。さらに優れた取組みをしている企業を「プレミアムこっころカンパニー」として表彰。 ①こっころカンパニー認定　299社（Ｈ30年度末） ②プレミアムこっころカンパニー表彰　10社	761	子ども・子育て支援課
		●しまね子育て応援企業認定要綱に基づき認定された企業は、中小企業制度融資の『まち・ひと・しごと創生資金』の融資対象者として、一般融資に比べ融資利率等を優遇した。 ・融資実績：0件	―	中小企業課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績(千円)	所管課
		●平成31･32年度島根県建設工事入札参加資格審査において、土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事及びアスファルト舗装工事の格付に伴い、「こっころカンパニー」および「プレミアムこっころカンパニー」の認定を受けている業者には加点を行い優遇した。 加点状況は以下のとおりである。 認定業者数 / 加点対象業者数（こっころカンパニー） / 加点対象業者数（Pこっころカンパニー） ・土木一式工事　568社　156社　3社 ・建築一式工事　297社　100社　4社 ・法面処理工事　66社　34社　2社 ・アスファルト舗装工事　56社　24社　0社	―	土木総務課
		●イクメン・イクボス養成事業 イクメン･イクボスを養成するための取組みとして、講師が企業に出向き、イクメン・イクボス養成セミナーを実施した。	819	子ども・子育て支援課
		●育児・介護休業者の生活資金貸付 育児休業者や介護休業者の生活の安定を図るとともに、制度の利用促進、定着を進めるために、金融機関と提携し、低利の貸付制度を設けた。 金融機関への預託額：250,000千円 ・貸付実績：4件（629千円）	―	雇用政策課
		●職員に向けた制度等の周知、取得率向上に向けた啓発 職員向け周知媒体に、男性職員の育児休業取得、男性の配偶者出産休暇･育児参加休暇に係る制度内容や取得経験者の体験談を掲載し、取得促進を働き掛けた。	―	人事課
		●職員のワーク・ライフ・バランス実現のための施策 ①警察職員採用パンフレットに、ワーク・ライフ・バランスに関する女性先輩職員の仕事と子育ての体験談を掲載した。 ②夏季、年末年始期間の連続休暇の取得促進、休日に挟まれた日における会議の自粛、職員が休暇を取得しやすい環境づくりを推進した。 ③全ての職員が責任と誇りを持って生き生きと働ける職場環境づくりを推進するため、各所属に設置している「職員が働きやすい職場環境づくり委員会」の活性化に取り組んだ。 ④職務情報管理システムを活用して勤務実態等を調査･分析し、時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を図った。 ⑤職員向けに子育て支援ブック、介護支援ブックを作成し、各種支援制度等への周知を図った。	―	警察本部 警務課
		＜子育て環境の整備＞		
		●市町村と連携した定員管理や保育料の軽減 ①待機児童ゼロ化事業 待機児童発生市町村において、保育定員を増やし、年度途中の入所受け入れを積極的に行う保育所等に対して、保育士の人件費の一部を助成 ・6市　42施設　697名の定員増 ②第１子・第２子に係る保育料軽減事業、第３子以降保育料軽減事業 子育てに係る経済的負担を軽減するため、市町村が実施する保育料軽減事業に対し助成	436,366	子ども・子育て支援課
		●市町村と連携し、多様なニーズに対応した子育て支援サービスを提供 地域子ども・子育て支援事業 ＊事業内容：利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、子どもを守る地域ネットワーク事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	789,824	

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		●しまねすくすく子育て支援事業 地域の子育て支援環境の充実を図るため、国の補助の対象とならない保育事業や保育ニーズに対応した市町村の取り組む子育て支援事業に対し助成した。 ＊事業内容 ①子どもの預かりへの支援 （県単休一時保育事業他） ②子育て家庭に対する支援 （県単地域子育て支援センター事業他） ③子どもの育ちへの支援 （地域交流活動事業他） ④特に支援が必要な家庭等への支援 （障がい児等保育対策事業、障がい児の預かり事業他） ⑤子どもの健康管理等への支援 （認可外保育施設入所児童処遇改善事業他） ⑥施設の危機管理への支援（非常用食料等備蓄推進事業）	99,330	子ども・子育て支援課
		●放課後児童クラブ施設整備 ・６市町７施設	68,881	
		●放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携 放課後児童支援員や放課後子ども教室のコーディネーター等を対象とした研修会の実施	7,433	子ども・子育て支援課 教育庁 社会教育課
		●幼稚園の子育て支援機能の充実に係る市町村への働きかけ ・訪問型研修（33回）、集合型研修（6回）で幼稚園教育要領の改訂で子育ての支援について重点化されたことを周知した。	―	教育庁 教育指導課
		●母子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している女子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 ＊貸付実績　563件　307,626千円	307,626	青少年家庭課
		●寡婦福祉資金貸付事業 寡婦に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 ＊貸付実績　10件　8,102千円	8,102	
		●父子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している男子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 ＊貸付実績　70件　30,896千円	30,896	
		●母子父子福祉センター運営事業 母子父子福祉センターに指導員を配置し母子・父子家庭及び寡婦からの各種相談に応じた。 併設の母子家庭等就業・自立支援センターには就業相談員を配置して就業無料職業紹介、就業支援講習会開催等を実施するとともに、養育費相談員を配置して養育費に関する相談を行い、もって母子家庭等の自立助長を図った。 活動実績 ・就業相談　33件 ・職業紹介　60件 ・就業支援講習会等 パソコン講習会 34コース（19人受講） ・養育費相談 11件	7,541	
		●母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯等に家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、生活の安定を図った。	57	
		●ひとり親家庭法律相談事業 母子家庭等を対象として、養育費の取得・金銭問題等について弁護士による法律相談を無料で実施した。 ・相談実績　2件	108	

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績(千円)	所　管　課
		●児童相談所の相談・支援体制の強化、市町村の児童相談体制の充実を支援 ①児童相談の対応状況 ・児童相談所：2,512件 ・市町村：798件 ②子どもと家庭電話相談事業：「子どもと家庭相談電話」の開設 ・相談件数　1,713件 ③市町村相談体制事業：市町村職員の研修実施 ・開催3回　参加者数：142名 ④主任児童委員研修事業：主任児童委員の専門性向上のための研修 ・開催2回　参加者数：182名	6,804	青少年家庭課
		＜介護サービスの充実＞		
		●第６期介護保険事業支援計画に基づく施設の創設や増改築等にあたり、事業費の補助等により支援を行った。 ＜内訳＞老人福祉施設整備事業　13,500千円 ・創設（50床） 介護施設等整備事業（総合確保基金分）　159,710千円 ・グループホーム等の創設（27床） ・特養多床室のプライバシー保護のための改修（76床）	173,210	高齢者福祉課
		●介護保険サービス充実強化事業 ①認知症研修 ・介護従事者向け認知症研修　受講者559人　9,877千円 ・認知症介護指導者養成研修　受講者2人　　1,226千円	11,103	
		●介護サービス利用者の選択を実現するため、各事業所の提供サービスが比較検討できるよう情報公表制度を実施するとともに、その定着を図った。 ・対象事業所：前年度報酬実績100万円超	2,112	
		＜就業環境の整備＞		
		●働き方の見直し促進事業 ワーク・ライフ・バランスやその他労務管理全般に関することについて、専門的な知識を有するアドバイザーを県内中小企業へ派遣し、働きやすい職場環境の整備を促進した。（平成30年度補助事業） 補助事業者：島根県商工会連合会及び各商工会議所 ・アドバイザー派遣先：40事業所	3,849	雇用政策課
		●労働相談員の配置 ・相談件数　87件	1,219	
		●広報誌「しまねの労働」、県ホームページ等において、普及･啓発を図った。【再掲】 ・広報誌：「しまねの労働」 発　行：年5回　各1,570部発行 配布先：一般企業、組合等	458	

基本目標Ⅲ　男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
重点目標５　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進				
	（1）県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 県の審議会等への女性の参画促進、管理職への登用			
		●県行政の施策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、女性職員の育成に努め、積極的に登用した。 また、女性職員が様々な職務等の経験をできるようキャリア形成の機会を積極的に提供した。 ・平成31年度の課長級以上の女性職員の割合 11.0％（病院･教育･警察職員を除く）	―	人事課
		●県の審議会等の委員への女性の参画率に係る取組み ①審議会等の委員への女性の参画を推進するため、審議会等の委員の委嘱時における事前協議の実施 ②女性委員の参画率50％の達成に向けた働きかけ	―	環境生活総務課
		●女性の活動に関する情報の収集、整備【再掲】 ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供	―	
	（2）市町村、企業、団体等における取組みの促進 市町村、企業、団体等への働きかけ			
		●市町村の審議会等の委員への女性の登用や、女性職員の登用などの働きかけ 市町村担当課長･担当者会議などを通じ、市町村における審議会等の委員への女性の登用の推進を働きかけた。	―	環境生活総務課
		●研修会などを活用した企業、団体の役員等への働きかけ【再掲】 ①異業種交流会の開催 女性の持つ感性や能力を発揮できる環境作りに力を入れる企業の取組みを紹介するとともに、参加者同士の交流や情報交換の場を設けた。 ・テーマ：「人を大切にするこころの経営」 開催日：平成30年6月13日 対象者：企業・団体等の経営者、経営幹部など 参加者：72名 ②管理職交流会の開催（参加者22名）	679	
		●職位別交流会の開催 ①企業の人事担当者対象（参加者27名） ②女性活躍担当対象（参加者43名） ③県内先進企業視察付きセミナー　2企業（参加者18名）	676	
		●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策･方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年１回）【再掲】	219	
重点目標６　職場における男女共同参画の推進				
	人材育成とネットワークづくり 女性の活躍推進のための就業環境整備・改善の支援、キャリアアップや職業能力開発推進			
		＜企業、団体における取組みの促進＞		
		●しまね女性の活躍推進事業 ①女性活躍に係る行動計画策定支援 行動計画策定件数　34件　フォローアップ　38件 ②セミナーの開催　3回　参加者 58名 ③しまね女性の活躍応援企業登録　194企業等（H30年度末） ④しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金 交付件数30件 22,444千円 ⑤しまね女性の活躍応援企業表彰　3社 ⑥しまね働く女性きらめき大賞知事表彰　6名 ⑦働く女性の応援リーフレットの作成（15,000部） ⑧女性活躍推進企業向けリーフレットの作成	29,557	環境生活総務課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		＜キャリア形成への支援＞		
		●しまね女性の活躍推進事業 ①女性の活躍推進セミナー 全3回 東西2会場　参加者110名 ②女性リーダー研修・ネットワーク交流会　参加者36名 ③女性活躍推進のための管理職交流会　参加者22名	2,164	環境生活総務課
		＜再就職等に向けた支援＞		
		●保育士・保育所支援センター開設等事業費 潜在保育士の就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を運営 （島根県社会福祉協議会へ委託）	12,476	子ども・子育て支援課
		●就職情報サイトの運営 就職活動を行う学生等に対して、県内企業情報の提供を実施	1,000	雇用政策課
		＜職業能力開発＞		
		●離転職者等再就職訓練 民間の教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練コースを設け、求職者の早期再就職促進を図った。 ・コース数：49コース、定員：691人、入校者数：454 人	193,558	雇用政策課
		●中堅社員等育成支援事業 地域を担う人材の育成・定着のため、若年者から中堅・幹部層の研修を行った。 ・研修実施実績：268社	13,845	
		＜個別の業種における先進的な取組み＞		
		●産学官で構成する地域ネットワーク組織「しまね建設女子魅力向上委員会」による建設産業の魅力発信活動やイメージアップ対策等を実施 〔活動内容〕 ・建設産業イメージアップカレンダーの制作・配布・贈呈・展示 〔壁掛版〕1,500部〔卓上版〕1,000部 ・しまね建設女子図鑑 vol.4の制作・配布（2,000部） ・女性建設技術者による出前講座：3回開催 ・県内外の就職相談会等への参加：4回（県内1回、県外3回） ・女性建設技術者交流会の開催：5回（県内2回、県外3回） ・建設女子会の開催：6回 ・建設現場見学会への参加：2回 ・学生向け業界紹介誌の製作、配布（700部）	5,000	土木総務課
		＜多様な主体による連携体制＞		
		●しまね働く女性きらめき応援会議 経済団体をはじめとした関係団体や行政機関等で組織する「しまね働く女性きらめき応援会議」の開催 ①「しまね働く女性きらめき応援会議」開催 開催日：平成30年12月18日 ②「しまね働く女性きらめき応援会議ワーキングチーム全体会」開催 開催日：平成30年5月17日、平成30年10月24日	343	環境生活総務課
重点目標７　地域・農村漁村における男女共同参画の推進				
	（1）農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進 農山漁村における意識啓発、農業委員・各組合などにおける女性の参画の推進			
		●協同農業普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。	―	農業経営課
		●多くの女性が農業委員に参画できるよう、一般財団法人島根県農業会議と連携し各市町村農業委員会に働きかけを行った。	―	
	（2）農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進 農山漁村等における女性の経済的地位向上、女性が住みやすく活動しやすい環境づくり			
		●婦人高齢者活動資金貸付金（生活改善資金） 婦人または高齢者であって沿岸漁業の従事者またはその家族である者に対し、水産動植物の採捕、養殖、加工等の生産活動に必要な機器等設置または生産活動に必要な資金について貸付制度を設けた。 ※貸付限度額：１団体80万円 貸付実績なし	―	水産課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		●しまね女性農業者ネットワーク（3Cの会）の自主的な組織活動の支援を行うとともに会員の資質向上を図るため、各種研修会等の情報提供を行った。	—	農業経営課
		●島根県内の林業研究グループに所属する女性会員対象の竹資源利用研修会を実施した。 日　時：平成30年9月30日（日） 場　所：島根県立男女共同参画センターあすてらす 対象者：島根県林業研究グループ所属の女性会員16名	142	林業課
		●協同農業普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。【再掲】	—	農業経営課
		●商工団体において実施する資質向上研修等に対して支援を行った。 ・島根県商工会女性部連合会女性経営者等資質向上セミナー 日　時：平成30年10月10日・11日・17日 場　所：西ノ島町・松江市・浜田市 出席者：121名 テーマ：「島根県のおもてなしスタイルを発信する」	441	中小企業課
	(3) 地域活動における男女共同参画の推進 男女の個性や能力を生かした地域活動が行える環境づくり			
		●男女共同参画推進員（サポーター）の養成 ①研修の開催（5回、のベ171名参加） ※市町村担当者研修と合同で開催 ②地域での意見交換会（5ヶ所、37名参加） ③男女共同参画に関する相談対応	1,282	環境生活総務課
		●男女共同参画推進員（サポーター）に親しみを持ってもらうための愛称の募集 応募総数：32点	152	
		●公益信託しまね女性ファンドにより、女性を中心としたグループの活動を支援 ・採択件数：32件　うち新規事業：15件	10,910 (採択額)	
		●しまねナイスパートナー事業 男女共同参画の趣旨に従って、地域づくり活動を積極的に行っておられるご夫妻を選定し、地域活動の取組みの参考事例として紹介するとともに、地域づくりのアドバイスをいただいた。 選定者：8組	314	しまね暮らし推進課
		●しまね田舎ツーリズム推進事業 都市と農山漁村の共生を推進する取組みを行政・地域の男女が協働して推進 ・田舎ツーリズムの全国発信（ＨＰ、情報誌等） ・実践者等向けの研修会の開催 ・誘客促進のためのモニターツアーの実施	23,001	
		●活動団体の自立促進と活性化事業 ボランティア活動をはじめとする県民の様々な社会貢献活動に県民が参加しやすい環境をつくるため、しまね県民活動支援センター（ふるさと島根定住財団）等において実施 ①情報誌 「しまねいきいきねっと」の発行　（月１回　各2,500部発行） 「いきいき広場」メールマガジンの発行　24回 「県民いきいき広場」情報掲載　357件 ②研修・相談等 ・ＮＰＯ実務者研修　16回（283名受講） ・専門相談員による相談業務（相談件数24件） ・ＮＰＯガバナンスセミナーの実施　2日間（29名受講） ③県民いきいき活動奨励賞 ボランティア団体、ＮＰＯ、企業、学生が行う活動のうち、特に先駆的なもの、地域貢献度の高いものなどの顕彰を実施　　表彰団体：13団体 ④ＮＰＯ活動総合支援融資制度事業 資金調達が課題となっているＮＰＯ法人の活動を支援するため、金融機関と協調し低金利融資を実施	20,570	環境生活総務課
		●県民との協働のための環境づくり事業 協働の正しい理解と認識を深めることを目的とした研修等の実施 ①行政職員とＮＰＯの協働研修（2回開催） ②島根県県民いきいき活動促進委員会の開催（2回開催）	551	

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		●しまね社会貢献基金事業 ＮＰＯ等、活動団体を支援し、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るため、しまね社会貢献基金を活用した活動支援事業等を実施 ①団体活動支援事業 しまね社会貢献基金登録団体が企画・実施する事業を支援　採択件数：20件 ②寄附者設定テーマ型協働事業 寄附者が設定したテーマに基づきＮＰＯが企画・実施する事業を支援 ・採択件数：8件 ③協働推進事業 県総合戦略に関する課題解決や、鳥取・島根両県共通の課題解決に資するモデル的協働の取組みを支援	13,100	環境生活総務課
		●コミュニティソーシャルワーク実践力強化事業 実施主体：県社会福祉協議会（負担　国1/2、県1/2 ） 事業内容：コミュニティソーシャルワーカー実践力強化研修（1回）	3,642	地域福祉課
	(4) 防災対策における男女共同参画の推進 男女双方に配慮した防災対策の推進			
		●被災地派遣職員研修（避難所運営研修） 避難所運営支援等を支援する被災地派遣職員事前登録者向けに、り災証明書の発行及び避難所の運営を主とした講義とワークショップ形式の研修を実施した。研修の一環で、女性の視点も踏まえた避難所運営について学んだ。 ・開 催 日：平成30年7月23日、7月24日 ・講　　師：人と防災未来センター　　山本普及課長、辻岡研究員 ・開催場所：島根県庁（松江）、浜田合庁（浜田） ・研修参加人数：58名（松江37名、浜田21名）	191	防災危機管理課
		●防災危機管理課の職員が担当市町村に出向き直接働きかけを行うほか、市町村防災担当者会議を開催し、市町村防災会議委員への女性登用について、重ねて市町村に働きかけた。 ・会議開催日：平成30年5月30日 ・開 催 場 所：島根県庁職員会館	―	
		●自主防災組織リーダー研修会 防災・減災と男女共同参画について、普及啓発に努めた。 ・開 催 日：平成30年11月10日 ・講　　師：（特活）ＮＰＯ政策研究所　相川康子専務理事 ・開催場所：松江市市民活動センター ・研修参加人数：47名	542	
		●男女共同参画推進の視点に基づく防災講座を市町村と開催 地域に向けた男女共同参画推進事業の実施（2回、邑南町） ・第１回　体験型ワーク テーマ：「HUG（避難所ゲーム）をやってみよう！」 開催日：平成30年7月31日 参加者：33名 ・第２回　講義＋ワーク テーマ：「男女共同参画の視点で考える～防災・減災・復興～」 開催日：平成30年8月29日 参加者：21名	―	環境生活総務課
	(5) だれもが安心して暮らせる環境の整備 様々な困難に置かれている女性等への支援			
		＜高齢者・障がい者＞		
		●生涯現役社会づくり推進事業 「生涯現役社会・しまねの実現」を図るために、新たな高齢社会づくりに向けた施策展開の前提条件として、意識啓発と情報提供・情報発信に取り組んだ。 ＊事業内容 (1) 生涯現役社会づくり啓発の展開 (2) 各種広報媒体による情報提供・発信（県政広報活用等） (3) ホームページによる情報提供・発信 ＊実施主体：県	450	高齢者福祉課

重点 目標	基本 方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所　管　課
		●新たな共助の仕組みづくり推進事業 少子高齢社会に見合った持続可能なシステムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を 図るなど、元気な高齢者が支える側に立って活動するような意識改革を促し、元気な高齢者が地域社会の担い手となって活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を推進した。 〇実施主体：島根県社会福祉協議会 ＊事業内容 （1）健康福祉祭 健康福祉祭の実施・全国健康福祉祭への派遣、シルバースポーツ大会、文化交流大会、シルバー美術展 （2）高齢者大学校 シマネスクくにびき学園 〇実施主体：島根県老人クラブ連合会 ＊事業内容 （1）健康づくり・介護予防支援事業 （2）地域支え合い事業	73,716	高齢者福祉課
		●「新たな支え合いファンド」による社会活動支援事業 地域における福祉・生活課題の解決を図るため、高齢者をはじめとする住民の地域活動団体の立ち上げ及び拡充を支援する市町村社協に助成することにより、活力ある地域社会づくりの促進を図った。（しまね長寿社会振興基金） ＊実施主体：島根県社会福祉協議会	5,800	
		●高齢者の安全まちづくり活動参加の促進 ①各地域の高齢者に対して、子ども見守り隊（声かけ活動、青色防犯パトロール活動）等の防犯ボランティア活動への参加・協力を依頼するなど、地域で実施する安全で安心なまちづくり活動に対する高齢者の参加を促進した。 ②青色防犯パトロール隊員に対し、ボランティア保険に加入してもらい、その保険料を負担した。 ③高齢者等が参加する防犯ボランティア活動の活性化を図るため、県外での研修会に参加する際の旅費を支給した。	1,495	警察本部 生活安全企画課
		●高齢者が安心して暮らせる社会の実現 ①民生児童委員等と連携し、高齢者宅を協働で訪問するなどし、個別・直接的な注意喚起を実施した。 ②高齢者にもわかりやすい内容の、高齢者向けの「防犯テキスト」を作成し、注意喚起を実施した。 ③「特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、電話による注意喚起を実施した。	12,723	
		●障がい児等療育支援事業 在宅心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図った。 ・社会福祉法人等に委託（8事業所）	12,661	障がい福祉課
		●在宅心身障がい援護事業 各地域における心身障がい児（者）の療育体制の充実と受け皿の整備を図るために、在宅の心身障がい児（者）を対象とする以下の支援を行った。 ①重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業 Ｈ24から法定サービスへ移行した在宅重症心身障がい児（者）の通園事業について、事業を継続するため、巡回・送迎にかかる経費の一部を助成した。 ・社会福祉法人に補助（3事業所） ②重症心身障がい児（者）サービス基盤整備事業 在宅重症心身障がい児（者）の在宅生活支援のため、看護職等を加配して、ショートステイ及びデイサービス等を実施する事業所に対して経費の一部を助成した。 ・ショートステイ（1事業所） ・デイサービス（13事業所）	52,138	
		●特別児童扶養手当の支給 障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とし、在宅障がい児の監護・養育者に対する手当を支給した。	3,907	
		●グループホーム整備事業 平成30年度はグループホームの整備は該当がなかった。 ※事業所等運営法人からの要望を受けて整備を実施している事業。平成30年度はグループホームの整備要望がなかったため、他の入所施設等の整備を実施した。	—	

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所管課
		●退院に向けた相談体制の充実 精神障がい者の退院に向けた支援体制を強化するため、県、各圏域で関係機関と協議の場や研修会を開催するとともに、ピアサポーターや自立支援ボランティアによる退院支援の推進を行った。 ①協議会（8回） ②研修会等（14回） ③ピアサポーター、自立支援ボランティア活用（261件）	2,138	障がい福祉課
		●島根県子ども発達支援事業費補助金 市町村が実施する、在宅の障がい児及びその家族のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな事業に対して補助した。 ①障がい児ミニ療育事業（10市町） ②家族支援事業（4市町）	10,295	
		●発達障がい者支援体制整備事業 発達障がい者の相談・支援のため、発達障害者支援センターを県東部及び西部に各１ヵ所設置するほか、発達障がい者に対する理解を促進するため、啓発・研修等を行った。 ①発達障がい者支援フォーラム（参加者 337名） ②研修会等（参加者 909名）	67,445	
		●「介護マーク」の普及 普及啓発のチラシを作成し、アルツハイマーデー街頭キャンペーンなどで配布	—	高齢者福祉課
		＜外国人＞		
		●しまね多文化共生推進事業 県内における多文化共生社会を推進するために、外国人住民への各種支援事業を実施した。※委託先：（公財）しまね国際センター 【実施内容】 ①外国人住民と行政等との橋渡し役として活動する「島根県外国人地域サポーター」を7市に配置した。 ・相談員（サポーター）設置数　6個人2団体 ・活動実績　348件 ②県内日本語教室の開設状況とアクセス等を多言語で表記したマップを作成し、外国人住民、市町村等に対し情報提供を行った。 ・言語　英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、日本語 ・部数　1,500部 ③外国人住民の災害に対する意識の向上、災害時に外国人住民を主に言語面でサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村等と連携しながらサポーター養成講座を開催した。 ・養成講座　2回　受講者：38人 ④外国人への相談業務（ポルトガル語）の実施 ・対応件数　30件 ⑤やさしい日本語普及事業として、出前講座や職員向け研修会を実施した。 ・出前講座・研修会　13会場　参加者：993人 ⑥日本語教室不在地域における日本語学習機会を提供するため、多言語による日本語教材の作成や日本語ボランティアの養成講座、及び地域訪問型日本語教室を開催した。 ・養成講座　参加者：67人（ボランティア登録者：31人） ・学習プログラム（12月～2月の1期）参加者：30人	4,738	文化国際課
		●しまね人権啓発フェスティバルに啓発ブースを出展し、外国人の人権について啓発を行った。	—	
		＜ひとり親家庭・生活困窮者＞		
		●母子福祉資金貸付事業【再掲】 配偶者が無く児童を扶養している女子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 ＊貸付実績　563件　307,626千円	307,626	青少年家庭課
		●父子福祉資金貸付事業【再掲】 配偶者が無く児童を扶養している男子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 ＊貸付実績　70件　30,896千円	30,896	

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		●母子父子福祉センター運営事業【再掲】 母子父子福祉センターに指導員を配置し母子・父子家庭及び寡婦からの各種相談に応じた。併設の母子家庭等就業・自立支援センターには就業相談員を配置して就業無料職業紹介、就業支援講習会開催等を実施するとともに、養育費相談員を配置して養育費に関する相談を行いもって母子家庭等の自立助長を図った。 活動実績 ・就業相談　33件 ・職業紹介　60件 ・就業支援講習会等 　パソコン講習会 34コース（19人受講） ・養育費相談 11件	7,541	青少年家庭課
		●自立相談支援事業の質の確保・向上対策 県内の自立相談支援機関の相談支援員を対象とする研修会の開催 ①国研修の伝達研修（1回2日間、17名受講） ②専門研修（2回、51名受講） ③特別研修（1回、45名受講）	149	地域福祉課
		＜人権尊重の観点からの啓発＞		
		●様々な人権課題についての啓発 「しまね人権フェスティバル2018」を開催し、関係団体のブース出展による啓発活動を実施した。 ・日　時：平成30年10月21日 　会　場：江津市総合市民センター（ミルキーウェイホール） 　内　容：講演会、啓発ブース展、ワークショップ、体験コーナー、ポスターコンクール入賞作品展等 　来場者：約850人	4,034	人権同和対策課

基本目標Ⅳ　個人の尊厳の確立

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
重点目標８　男女間におけるあらゆる暴力の根絶				
	（1）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 配偶者等からの暴力の未然防止、相談体制の充実、被害者の保護・自立支援			
		＜未然防止に向けた取組み＞		
		●啓発・広報 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11/12～11/25）に啓発活動を実施することにより、女性に対する暴力根絶の社会的気運を醸成するとともに女性相談窓口の周知を図った。 ＊活動内容 ・県内12箇所において一斉街頭活動を実施（運動期間中） ・関係機関職員によるパープルリボンの着用 ・各警察署において、懸垂幕等を掲示 ・公用車に啓発用マグネットシートを貼付 ・県民公開講座の開催 テーマ：「災害時だからこそ、安心・安全に暮らしたい！ ～災害時のＤＶ・性暴力とその対策～」 開催日：平成30年11月13日 参加者：84名 ・県立図書館でのパネル展示（11月2日～12月5日） ・パープル・ライトアップ （ＴＳＫ山陰中央テレビ鉄塔、県立美術館前、県芸術文化センター中庭） ・若年層に対する暴力の予防啓発 ・その他、新聞広告、県庁前電光掲示板広報等	1,209	青少年家庭課
		●若年層を対象としたＤＶ予防啓発【再掲】 ①平成24年度に県内各学校に配付した「デートＤＶ予防教育プログラム」について、会議や研修等において教育現場での利用促進を働きかけた。 ②本プログラムの利用促進のため、教員等を対象に「若年層に対する暴力予防教育実践者研修」を開催した。 ③デートＤＶチェックリスト（リーフレット）を作成し、女性相談センター及び市町村が実施する出前講座等で用いて啓発に努めた。	287	
		●授業等を通じたDVやデートDVの予防啓発【再掲】 「心と性の相談事業」「専門医派遣事業」を活用した講演会等の実施を実施した（66校）。	742	教育庁 保健体育課
		＜相談体制の充実＞		
		●県のＤＶ相談担当者の資質向上 ＤＶ被害者の人権、ＤＶの特性等に関する理解を深め、相談担当者の専門性向上を図るための研修を実施している。 ・ＤＶ被害防止事例検討会（松江・大田各1回） ・女性相談員・女性相談担当者専門研修（前期・後期） ●その他国等が主催する研修への参加	634	青少年家庭課
		●ＤＶ相談啓発カードの配置場所の拡大 関係機関の窓口だけでなく商業施設の化粧室にも設置できるよう、協力依頼を行っている。	―	
		●各相談窓口での専門相談、被害者のカウンセリング ①女性相談事業 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 ・内容：女性相談センター及び児童相談所において女性相談を実施 ・相談件数：3,530件 ②巡回相談 市町村が行う相談会場に出張し対応している。 ③専門家による相談 弁護士による法律相談を月1回、精神科医による心理面接相談を月2回開催している。 ・法律相談件数：23件 ・心理面接件数：146件	41,425	
		●市町村の女性相談担当及びＤＶ対策担当の職員に向けた研修の実施 市町村女性相談担当者新任研修	―	

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		●各種相談窓口の周知、広報 ①チラシ18,500枚の作成 ②広報用チラシを県警ホームページに掲載 ③島根県情報コーナーへのチラシ配置（イオン）	79	警察本部 広報県民課
		●警察相談受理体制の整備 ①全警察署に警察相談担当者を配置 ②非常勤嘱託職員の警察相談員を配置 ・警察相談センター（本部）及び4警察署（松江、出雲、浜田、益田）計8人	18,798	
		●相談担当者への研修、関係機関による意見交換会などによる連携強化 ①警察相談担当者教養の実施（総務実務研修の中で実施）（平成30年5月） ・県下12警察署の総務担当係長を対象に開催 ②警察相談員研修の実施（平成30年5月） ・新規に採用された1名を対象に実施 ③関係機関による意見交換会の開催 島根県青少年家庭課、女性相談センター等との意見交換会を開催し、連携強化を図った。	—	警察本部 広報県民課 少年女性対策課
		＜被害者の保護・自立支援＞		
		●ＤＶ被害者等保護事業 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。 ・一時保護件数：27件（うち20件がＤＶによるもの）	20,579	青少年家庭課
		●被害者に対する一時的な住居の提供、経済的自立のための資金の貸付 ①ステップハウス提供事業 ＤＶ被害者が自立できるまでの一時的住居として、ステップハウスを提供した。 ・利用実績：2世帯 ②ＤＶ被害者自立支援金貸付制度 ＤＶ被害者の一時保護所退所後の当面の生活資金として貸付事業を実施した。	2,056	
		●一時保護委託等 被害者の状況に応じ、外部団体へ一時保護を委託した。	523	
		●ＤＶ被害者の保護支援を行うにあたり、県と関係機関等との連携体制を整備。 ＤＶ被害者保護支援ネットワーク事業	255	
		＜暴力行為への厳正な対処＞		
		●被害者への適切な助言、加害者への厳正な指導・警告 ・被害者への適切な助言等実施 被害防止のための警察本部長等の援助や防犯指導などの指導・助言を実施 ・加害者への適切な指導・警告 行為者に対する指導･警告や加害行為の原因を解消するためのカウンセリング（スーパーアドバイザー制度）を推進 ※認知状況　ＤＶ　217件（平成30年中） ※スーパーアドバイザー制度利用　6件	57	警察本部 少年女性対策課
	（2）性犯罪等への対策の推進 性犯罪の取締りの推進、被害者の保護・支援			
		＜性犯罪への対策＞		
		●犯罪の未然防止のため、女性の被害防止対策を推進 ①女性の自主防犯意識を高める活動 ・みこぴー安全メール及びツイッターで女性の安全安心に関する情報を発信した。（メール：102回　ツイッター：107回） ・高校や専門学校、企業等において、防犯講習会や護身術教養を開催した。 ・全ての小中高校において犯罪被害防止教室を開催した。 ②女性を犯罪から守るための環境整備 ・「事業者による『子ども・女性』みまもり運動」を引き続き展開した。 ・昨年度に引き続き、繁華街対策の一環として、松江市（伊勢宮地区、学園地区）及び出雲市（今市地区に街頭防犯カメラ9台を設置した。（平成30年度予算） ・自治体や自治会等に対し街頭防犯カメラの設置に関する働き掛けを行い、各地域の防犯カメラ設置を促進した。	4,012	警察本部 生活安全企画課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		③女性を犯罪被害から守るための街頭活動 ・事業者による防犯パトロール活動を実施し、夜間における女性の安全確保対策を強化した。 ・青色防犯パトロール隊と連携したパトロール活動を実施するとともに、青色防犯パトロール隊員のボランティア保険料を負担するなど、防犯ボランティア団体の支援を実施した。		警察本部 生活安全企画課
		●公費負担制度の運用 ・診断書　０件 ・初診料　４件　　88,140円	89	警察本部 広報県民課
		●教養及び研修 ①被害者支援専科　平成30年9月3日～7日　11人 ②被害者支援要員等研修会　平成30年7月12日、17日　等	5	
		●性犯罪事件の検挙 迅速的確な性犯罪捜査を推進し、強制性交等事件、監護者性交等事件、強制わいせつ事件を検挙した。	―	警察本部 捜査第一課
		●女性警察官等に対する性犯罪捜査研修会等の開催 ①女性地域警察官研修会　女性警察官20人 ②刑事任用科生を対象とした教養　警察官18人（内女性1人）	―	
		●性犯罪指定捜査員制度の運用 ・事業内容：警察官、少年補導職員の中から、女性職員を中心に、捜査経験者等の適格者を性犯罪指定捜査員として指定し、性犯罪捜査において被害者からの事情聴取、被害届の受理、捜査手続きの説明、病院受診時の付添い等の活動を実施した。 ・事業実施主体：警察本部、警察署	―	
		●性犯罪被害者の心情に配慮した採証活動 被害者の心情に配慮した採証活動を行うことにより、被害者の保護を推進 ・事業内容：全警察署及び警察本部に配布している性犯罪被害者の証拠資料を採取する際の器材や着替え等を更新整備 ・整備箇所：警察本部、全警察署 ・実施主体：警察本部、全警察署 ・事業実施期間：通年	―	
		＜性犯罪被害者への支援＞		
		●女性相談センター内に性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」を設置し、専用電話による相談や、医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行っている。	752	青少年家庭課
		＜売買春への対策＞		
		●女性相談事業【再掲】 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 ・内　　容：女性相談センター及び児童相談所において女性相談を実施 相談件数：3,530件	―	青少年家庭課
		●児童買春や県青少年健全育成条例違反の取締り、被害児童に対する保護活動 島根県青少年健全育成条例違反の取締り及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反の取締りを行った。 併せて、事件等により心身に影響を受けた被害児童等に対し、スーパーアドバイザーと連携して、少年補導職員等による継続支援や保護活動を行った。 ・実施主体：警察本部、警察署 ・事業実施期間：通年 ・スーパーアドバイザー運用回数　2回	25	警察本部 少年女性対策課
		●風俗営業等の実態把握及び適正営業指導のため、県内の風俗営業店等に対する立入調査を実施した。	―	警察本部 生活環境課
		●繁華街における違法な風俗営業店等の情報収集及び取締りを強化した。	―	
		＜人身取引への対策＞		
		●警察や入国管理局の捜査により保護を要することとなった被害者の一時保護を行い、情報伝達手段として通訳者を確保する。	―	青少年家庭課
		●風俗営業所における外国人の雇用実態把握、不法就労や売春関係事犯の取締り ①人身取引に関する啓発用ポスター及び被害申告用リーフレットを警察署に配布し、人身取引に関する広報啓発、相談業務等に役立てた。 ②講習会等の機会を利用して、外国人を雇用する事業所等の雇用主や外国人従業員に対する教養を実施した。	―	警察本部 生活環境課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		＜ストーカー行為への対策＞		
		●被害者への助言、行為者に対する検挙・警告・指導 ・被害者への助言 被害防止のための警察本部長等の援助や防犯指導等の助言を実施 ・行為者に対する検挙・警告・指導 各種法令に基づく事件検挙措置やストーカー規制法に基づく警告、指導等を実施するとともに、被害者に対する執着心を取り除くために積極的なカウンセリング（スーパーアドバイザー制度）を推進 ※認知件数　ＳＴ　122件（平成30年中） ※スーパーアドバイザー制度利用　1件	7	警察本部 少年女性対策課
		●ストーカー規制法の概要、被害防止方策などの広報啓発 ＤＶ･ストーカーなどの女性暴力被害の未然防止、拡大防止を目的とした広報啓発活動を推進した ※「週間県民だより」に掲載、「情報カフェしまね」に放映 「山陰放送・ＦＭ山陰」に放送	―	
	(3) ハラスメント防止対策の推進 職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止			
		●県職員のハラスメント防止対策のためのパンフレット等の活用や、職員向け広報誌への情報掲載等により、各職場における啓発に努めた。 ●人権同和問題職場研修推進員研修会において相談員を対象とした研修を行った。引き続き各所属ごとに相談体制の充実を図り、相談窓口の周知を行うなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。 ●職場の実態を把握するため、職員を対象としたアンケート調査を実施した。その結果を踏まえて、「ハラスメントの防止について」の通知を発出し、啓発を行った。 ●部局や所属でのハラスメント研修を推進し、講師として出向き、職員に対しハラスメントの防止について研修を行った。 ●相談を受けた相談員の適切な対応を支援するため、専門相談員を配置している。（H26.10～）	―	人事課
		●各職場等における啓発 署長、所属長等幹部が集まる会議の場において定期的にハラスメント防止教養を行い、未然防止や認知時の対応等、所属ごとに様々なハラスメント施策を実施した。 ・新任警察署長会議、県下副署長・調整官・次長会議等における教養 ・警部昇任予定者に対する昇任前教養 ・初任科生へのハラスメント授業の実施 ・各所属における小テスト等の実施 ●ハラスメントを相談しやすい仕組みの構築 年度当初にハラスメント相談員を新規指定したほか、職員から匿名メールができる「絆ホットメール」、女性職員専用の相談メール「Woman's eye」等各種相談窓口の間口を広げ、ハラスメントが埋もれない相談の仕組みを維持している。	―	警察本部 警務課
		●ハラスメントに係る所属相談員向けの研修を実施した（人権同和問題職場研修推進員の研修を職場のハラスメント相談員も受講）。また、各所属においても職員研修を実施するとともに、相談体制の充実を図るなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。 ●所属相談員の相談対応にかかる助言・支援を行う「ハラスメント専門相談員」を設置し、相談体制の充実を図った。（H26.10～） ●県立学校においては、服務規律確保のために原則として各学期１回、年間３回程度の校内研修を実施することとし、その内１回はハラスメント防止の内容で実施することとしている。ハラスメント防止研修については全県立学校で実施され、教職員の理解促進、意識向上の取組みがなされた。また、ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、ハラスメントに関する相談員が各校に複数名置かれ、被害の防止、早期対応の体制づくりに努めた。 さらに、年度初めに昨年度のハラスメント相談件数を各校に報告させ、相談があった学校には直接連絡をとり、内容の確認及び対応を行った。 ●職場の実態を把握するため、職員を対象としたアンケート調査を実施した。	―	教育庁 総務課 学校企画課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
重点目標９　生涯を通じた男女の健康づくりの推進				
	（1）思春期・若年期における健康づくり エイズや性感染症予防のための知識の普及啓発、薬物の乱用防止			
		●児童生徒の性に関する指導や健康問題について、医師等と連携して「健康相談アドバイザー事業」を実施した。 相談件数：117件 相談内容：メンタルヘルスや性に関すること、発達障がいなど	627	教育庁 保健体育課
		●エイズ・性感染症普及啓発事業 世界エイズデー（12月1日）において啓発グッズを配布し、正しい知識の普及を図った。	66	薬事衛生課
		●性感染症検査事業＜平成30年度中＞ ・性感染症検査（エイズ）：270件 ・性感染症相談件数（エイズ）：325件	669	
		●薬物乱用防止の広報・啓発活動 小学校・中学生・高校生やその保護者等に対して、広報・啓発活動を通じて薬物乱用の健康被害等を訴え、薬物乱用を許さない社会環境の醸成に努めた		
		＊事業内容 ・「ダメ・ゼッタイ」普及運動としてヤング街頭キャンペーンを各保健所で実施し、関係機関と連携し、薬物乱用防止の啓発を行った。 ・関係機関広報紙及びマスメディアを利用した広報・啓発活動を推進した。 ・中学、高校生からポスターを募集し、優秀作品を図案とした啓発資材を作成し、配布した。 ・啓発活動推進のため薬物乱用防止指導員（129名）を委嘱している。	1,524	
		＊事業内容 ・警察広報紙をはじめ、自治体・関係機関広報紙及びマスメディアを利用した広報・啓発活動を推進した。 ○県内の小・中・高等学校等145校において、薬物乱用防止教室（延べ180回）を開催した。 ・実施主体：警察本部、警察署 ・事業実施期間：通年	—	警察本部 少年女性対策課 組織犯罪対策課
		●若年層への薬物乱用防止教室 ・健康教育研修会で、薬物乱用防止教室について説明をし、必ず実施するよう呼びかけた。 ・島根県薬剤師会と連携し、学校薬剤師が学校での「薬物乱用防止教室」の講師となるよう依頼をした。 ・薬物乱用防止教室の実施率 小学校57.2％　中学校91.6％　高等学校94.4％	—	教育庁 保健体育課
		●喫煙等の悪影響についての普及啓発活動 ①小中高校及び公民館、子育て支援センターを対象とした受動喫煙防止対策の状況についての調査を実施 ②各圏域健康長寿しまね推進会議及び市町村での啓発活動 ③小中学校を対象とした出前講座の実施、学校からの要望を受けて教材の貸出などを実施 ④「平成29年度未成年者の飲酒・喫煙防止についての調査」結果を教育委員会や養護部会で報告を行い、新しく作成した教育媒体のPRを行った。希望のあった小中学校の授業で教育媒体を活用してもらった。	—	健康推進課
		●未成年者の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進 ・健康増進法の一部を改正する法律の周知徹底を図るとともに、学校での受動喫煙防止の徹底を図った。 ＊平成30年度公立学校　敷地内禁煙実施率100％。 ・健康教育研修等で、喫煙防止を含めた薬物乱用防止教室の開催を呼びかけた。 ＊薬物乱用防止教室の実施率　小学校57.2％　中学校91.6％　高等学校94.4％	—	教育庁 保健体育課
		●思春期等相談事業 思春期相談の専門窓口を助産師会に委託して実施するとともに、教育分野とも連携し相談・支援する関係者の資質の向上を図った。 ・実施主体：県 事業内容：保健所における相談・教育は相談件数17件 助産師会における相談件数153件 思春期保健関係者研修会の開催（平成31年3月27日開催13名参加）	120	健康推進課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所管課
	（2）妊娠・出産などに関する健康支援 地域において安心して子どもを生み育てることができる環境づくり			
		●不妊専門相談センター事業 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する知識を有する専門医師・助産師等による電話相談及び面接相談を行い、悩みの解消及び適切な情報提供により自己決定ができるよう支援した。 ・実施主体：県 主な事業内容 電 話 相 談：月～金15:00～17:00 メール相談：随時 面接相談：要予約 実施場所：県立中央病院に「不妊専門相談センター」を委託設置 対　　象：不妊で悩む夫婦等 相談件数：72件	2,060	健康推進課
		●特定不妊治療費助成事業 不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対して治療費が高額である体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、その医療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図った。 ・実施主体：県 助 成 額：治療1回につき助成上限額15万円（治療内容によっては上限7万5千円） 初回治療に限り助成上限額30万円、男性不妊治療を併せた場合15万円上乗せ 40歳未満：通算6回まで 40歳以上43歳未満：通算3回まで 助成件数：550件 （※松江市の中核市移行に伴い、平成30年度より松江市在住者分を含んでいない）	81,677	
		●男性不妊検査費助成事業 不妊の原因の約半数は男性にあると言われているが、男性の治療参加は遅れがちで、治療効果も上がりにくい。このため、男性不妊検査費の一部を助成することで、男性不妊に対する意識啓発を図った。 ・実施主体：県 助 成 額：男性不妊検査費用の7/10（上限2万8千円） 助成件数：47件 広　　報：リーフレット配布、テレビCM放映、地元紙掲載	2,445	
		●妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業 妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。 ・件数：0件	—	
		●島根で働く医師を「呼ぶ」 「赤ひげバンク」等を活用した県外医師の招へい 島根県内の医療機関に興味や関心のある医師に出張面談や地域医療視察ツアーを行い、希望にマッチする医療機関を紹介した。 平成30年度は、内科など19人の医師を県内の医療機関に斡旋した。 【実績】医師招へい数14人（うち産婦人科医0人、小児科医1人） 面談：19人 地域医療視察ツアー参加者：23人 ※「赤ひげバンク」とは、県が運営する医師や看護師などの医療従事者の登録制度。登録者には、機関紙や求人情報などを提供。 ●島根で働く医師を「育てる」 ①自治医科大学の運営　全都道府県共同で運営 ②奨学金制度　将来県内で働くことを条件に奨学金を貸与 ③研修支援資金制度 県内の産婦人科・小児科医師の緊急確保のため、研修医へ研修支援資金を貸与 【H30新規貸与】産婦人科：初期0人、後期1人　小児科：初期0人、後期3人 ④寄附講座「島根大学地域医療支援学講座」の設置	734,714	医療政策課

重点目標	基本方向	平成30年度施策実施状況	事業費実績（千円）	所　管　課
		⑤しまね地域医療支援センターの設置 ・医師のキャリア形成支援 ・充実した研修体制の推進 ・研修医確保に向けた情報発信 ・ワークライフバランスの推進 ・医療状況の把握、分析 ●島根で働く医師を「助ける」 ①防災ヘリ、ドクターヘリ ②代診医の派遣 ③周産期医療体制構築のための医療機関への支援 ④全県医療情報ネットワーク（まめネット）		医療政策課
	（3）中高年期における健康づくり 生涯を通じた男女の健康の保持増進			
		●生活習慣病予防対策事業 ・県及び圏域健康長寿しまね推進会議において、構成団体と連携して望ましい生活習慣の普及啓発を実施した。 ・がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化防止について、関係機関と協議を行い、普及啓発を行った。 【事業内容】 ①地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催 ・働き盛り世代の健康づくりを推進するため、県及び保健所で協議会を開催した。 ・各圏域の実態に合わせたテーマにより事業主セミナーを各保健所で実施した。 ②脳卒中対策検討及び脳卒中情報収集活動事業 ・県及び保健所で発症予防や連携等の検討会を開催した。 ・脳卒中発症予防や重症化防止対策に活かすことを目的に研修会を開催した。 ③糖尿病対策事業 ・県糖尿病委員会、糖尿病対策圏域合同連絡会議・圏域糖尿病対策連絡会を開催した。 ・糖尿病腎症重症化予防プログラムを活用し、保険者で具体的な取組について検討を行った。	—	健康推進課
		●思春期等相談事業 思春期相談の専門窓口を助産師会に委託して実施するとともに、教育分野とも連携し相談・支援する関係者の資質の向上を図った。 ・実施主体：県 事業内容：保健所における相談・教育は相談件数17件 助産師会における相談件数153件 思春期保健関係者研修会の開催（平成31年3月27日開催13名参加）	120	
		●たばこ対策推進事業 ・世界禁煙デー街頭キャンペーン等普及啓発やたばこの煙のない飲食店登録事業(249店舗)、たばこの煙のない理美容店登録事業（141店舗）の実施。 ・第３次たばこ対策指針にもとづき、受動喫煙防止と禁煙サポートを重点化した取組を行った。事業所における受動喫煙防止対策の啓発チラシを作成し各圏域での働きざかり世代への啓発に活用するほか、事業所や団体による「たばこ対策取組宣言」など主体的な活動を促した。 禁煙支援薬局（91店舗）の周知により禁煙相談窓口を拡大し、まめなくんの禁煙手帳を配布した。	—	

苦 情 処 理 の 状 況

整理番号	受付年月日	申出内容	処理年月日	処理結果及び施策改善への反映状況
1	H15.3.10	栄養士の資格を取ったり保育士になりたい男子高校生の希望を叶えられる進学先は、県内では県立女子短期大学しかない。男女共同参画の家庭や地域をつくるために、早急に共学を検討してほしい。	H15.4.25	県立女子短期大学において学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、この中で検討を進める旨の回答をした。
2	H17.12.2	プルトニウム混合燃料に関する懇談会の委員の選任に関して、名簿案が作成されると同時に関係課への報告がなされていないこと構成員の女性の比率が17分の4であることから付属機関等条例に違反している。	H18.1.27	・関係課への報告については、委員の委嘱手続きが終了後「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき速やかに報告を行っている。 ・懇談会に係る構成員は、議決権の有無、定足数の対象であるか否か等から12名であり、このうち女性は4名である。女性の登用については、「県付属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」に沿って選任に努めたところであるが結果として女性委員が40%を下回ることとなったものである。政策方針決定過程への女性の参画推進に向けて、幅広い観点から女性人材を登用することは重要なことであるので、今後とも女性の参画を進め、男女共同参画の推進に努める。 以上について申出者に対して回答した。
3	H17.12.26	第2回プルトニウム混合燃料に関する懇談会において実施された講演が、客観的データーに基づかない大衆操作・女性蔑視の内容であったとされ、講師の選定と講演内容について苦情の申出がされた。	H18.2.2	・講師の選定については、第1回懇談会での決定を受けリスク論の分野における専門家の中から、リスク論を平易に解りやすく話していただける方を選定した。 ・講演内容については、話の受け止め方は個々人によって異なるが、懇談会の委員からは有益な話であったと評価いただいている。今後とも懇談会における講師の選定については、テーマについて該当する分野から懇談会の決定を受け最も適切な方を選定していく。 以上について申出者に対して回答した。
4	H18.5.9	平成18年3月に改定された島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)中の「ジェンダー・フリー」に関する説明が、間違った解釈だけが記載されており、県民に大きな誤解を与えている。	H18.6.23	「しまねパートナープラン21(改定版)」における「社会的性別」(ジェンダー)についての用語解説は、国の計画との整合を図るため、平成17年12月27日に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)中の記述をそのまま掲載したものである。 当該記述は、「ジェンダー・フリー」という用語が、使う人によってその意味や主張する内容が様々である中、「ジェンダー・フリー」を使用しての不適切な事例を掲載しているものと考えている。 しかし、当該記述内容のとらえ方によっては、県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた県民の取組についても否定される懸念があることから、県としては、今後、施策を進めるに当たって、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)について、誤解を受けることのないよう理解と普及に努めていく。 以上について申出者に対して回答した。
5	H18.5.11	・第10回プルトニウム混合燃料に関する懇談会の最終報告書の採決において、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視があった。 ・第9回会議の議事要旨において、会議冒頭で30分にもわたる女性委員の発言を一切無視し、一行も触れられないのは、女性に対する人権無視である。	H18.6.23	採択の表決については、下記1のとおり適正に行われたものと考えている。 また、第9回懇談会議事録要旨作成についても、下記2のとおり懇談会委員の承認のもとに適切に作成したものと考えている。 このことから、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視はなかったものと考える。 1.採択の表決について 第10回懇談会における最終意見書の採択に当たっては、議長は報告書案についての意見以外に、その他の意見についても受け入れる旨発言されるなど各委員に意見を表明する機会を何度も与えられており、賛成されなかった女性委員についても意見表明の機会は確保されていたものと考えている。また、表決については、異議のない方に挙手を求めることにより、懇談会設置要綱の規定に基づき過半数であることを確認されたものであり、適正に行われている。 2.第9回懇談会の議事録要旨について 懇談会議事録要旨は、個々の委員の発言内容を記録するものではなく、どのような議事が行われたかの概要を記録する観点から作成したもので、懇談会で確認された後、確定し公開している。また、この議事録要旨に併せて各委員の発言内容等詳細な内容を記録した議事録を作成し、県のホームページで公開しており、全ての議事内容が確認できるようにしている。 以上について申出者に対して回答した。
6	H19.7.17	出雲市内の中学校においては、全ての学校で、女性の生徒はスカートという決まりが校則で義務付けられている。 これは、男女の権利を平等にしようという社会の考え方、方向性に逆行している。是非、県内の公立中学校、高校において女性の生徒もスカートのほか、権利としてズボンも選択できる制度の導入を働きかけてほしい。	H19.10.9	国の指導では、校則等は、各学校において、地域の実情、児童生徒の発達段階、学校の方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要とされる。 また、校則は各学校において適切に考えられることが基本であり、文部科学省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり、適当でないとしている。 県教育委員会としても、校則は学校個々の判断の上、定めるべきものであり、一概にスカートとズボンの選択性導入という、画一的な指導を行う考えはない。 しかし、校則を定めるに当たっては、男女平等など基本的な人権尊重に配慮されるべきであると考える。 県教育委員会としては、今後とも教職員の男女共同参画に関する理解促進のための研修を継続するとともに、校則についても男女共同参画の視点に立って、積極的に見直していくよう指導していく。 以上について申出者に対して回答した。

市町村における男女共同参画の状況

平成31年4月1日現在

市町村名	目標数値		審議会等数		延総委員等数	延女性委員数	女性委員比率	（1）自治法180条の5に基づく委員会					（2）自治法202条の3に基づく審議会				
	目標年度	数値[%]		うち女性を含む審議会等				委員会等数	女性のいる委員会等数	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性のいる審議会数	委員数	うち女性	割合
松江市	R3	40	42	42	890	315	35.4	6	6	85	11	12.9	42	42	890	315	35.4
浜田市	R3	40	48	37	601	146	24.3	6	4	35	6	17.1	42	33	566	139	24.6
出雲市	R3	40	53	47	907	250	27.6	6	4	41	5	12.2	37	33	573	199	34.7
益田市	R2	40	66	59	1,202	395	32.9	6	5	57	8	14.0	49	44	613	189	30.8
大田市	R2	40	62	56	1,008	312	31.0	6	4	34	6	17.6	24	22	312	64	20.5
安来市	R1	40	40	31	606	116	19.1	6	2	70	5	7.1	34	29	536	111	20.7
江津市	R3	40	41	32	551	153	27.8	5	3	35	5	14.3	21	17	219	51	23.3
雲南市	R1	40	42	34	492	107	21.7	6	4	74	11	14.9	36	30	418	96	23.0
市計			394	338	6,257	1,794	28.7	47	32	431	57	13.2	285	250	4,127	1,164	28.2
奥出雲町	R2	40	26	17	304	61	20.1	5	3	56	5	8.9	21	14	248	56	22.6
飯南町	R7	50	22	16	239	57	23.8	5	4	46	8	17.4	8	5	78	15	19.2
川本町	R2	40	25	19	229	41	17.9	5	2	19	3	15.8	20	17	210	38	18.1
美郷町	R2	25	28	20	282	60	21.3	5	4	19	5	26.3	23	16	263	55	20.9
邑南町	R8	30	39	33	536	130	24.3	5	2	27	3	11.1	34	31	509	127	25.0
津和野町	R5	40	40	32	438	107	24.4	5	3	34	5	14.7	35	29	404	102	25.2
吉賀町	R4	35	29	22	282	74	26.2	5	4	26	5	19.2	24	18	256	69	27.0
海士町	R1	15	18	15	154	26	16.9	5	4	19	5	26.3	13	11	135	21	15.6
西ノ島町	R1	30	27	19	178	42	23.6	5	2	20	2	10.0	18	14	136	29	21.3
知夫村	R3	20	14	9	92	12	13.0	5	2	19	3	15.8	9	7	73	9	12.3
隠岐の島町	R2	30	30	22	321	69	21.5	5	2	21	4	19.0	25	20	300	65	21.7
町村計			298	224	3,055	679	22.2	55	32	306	48	15.7	230	182	2,612	586	22.4
広域 浜田市								–	–	–	–	–	3	3	107	46	43.0
広域 益田市								2	1	5	1	20.0	2	2	60	31	51.7
広域 江津市								1	1	3	1	33.3	–	–	–	–	–
広域 雲南市								–	–	–	–	–	2	1	65	32	49.2
広域 美郷町								–	–	–	–	–	1	1	17	10	58.8
広域計								3	2	8	2	25.0	8	7	249	119	47.8
合計			692	562	9,312	2,473	26.6	105	66	745	107	14.4	523	439	6,988	1,869	26.7

平成31年4月1日現在

市町村名	管理職職員数			議員定数	議員実数			任期満了年月日	条例	基本計画 ◎は、女性活躍推進法の推進計画と一体の計画
		うち女性管理職	女性比率			うち女性	女性比率			
松江市	159	30	18.9	34	34	6	17.6	R3.4.23	○	◎
浜田市	85	9	10.6	24	24	2	8.3	R3.10.22	○	◎
出雲市	181	35	19.3	32	31	2	6.5	R3.4.16	○	◎
益田市	57	9	15.8	22	21	2	9.5	R5.9.8	○	◎
大田市	100	21	21.0	20	20	1	5.0	R4.4.10	○	◎
安来市	83	18	21.7	21	20	2	10.0	R3.10.31	○	◎
江津市	34	3	8.8	16	15	1	6.7	R4.5.31	○	◎
雲南市	106	22	20.8	22	22	2	9.1	R2.11.27	○	○
市計	805	147	18.3	191	187	18	9.6		－	－
奥出雲町	37	12	32.4	14	14	1	7.1	R3.4.30	○	◎
飯南町	23	8	34.8	10	10	0	0.0	R3.7.31	○	◎
川本町	11	2	18.2	9	9	0	0.0	R2.4.24	○	◎
美郷町	11	2	18.2	12	12	0	0.0	R3.7.31	検討していない	◎
邑南町	18	2	11.1	15	15	1	6.7	R3.4.30	検討していない	◎
津和野町	12	1	8.3	12	12	1	8.3	R4.4.30	○	◎
吉賀町	10	1	10.0	12	12	1	8.3	R3.10.29	検討していない	◎
海士町	10	0	0.0	10	10	2	20.0	R5.4.30	検討中	○
西ノ島町	12	1	8.3	10	10	0	0.0	R3.2.28	検討していない	◎
知夫村	6	0	0.0	8	8	1	12.5	R5.4.29	検討中	○
隠岐の島町	30	2	6.7	16	16	0	0.0	R3.4.30	検討していない	◎
町村計	180	31	17.2	128	128	7	5.5		－	－
合計	985	178	18.1	319	315	25	7.9		策定数12	策定数19

島根県男女共同参画推進条例

［平成１４年３月２６日
島根県条例第１６号］

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第８条―第１０条）
第３章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第１１条―第２１条）
第４章　島根県男女共同参画審議会（第２２条―第２６条）
第５章　雑則（第２７条）
附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

２　この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

３　この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方

を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

２　男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

３　男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

４　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

５　男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第４条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

３　県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

４　県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民の責務）

第５条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

２　県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。

３　県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

２　事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

３　事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければ

ばならない。

（市町村との連携）

第７条　県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

２　県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章　男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第８条　何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

一　性別による差別的取扱い

二　セクシュアル・ハラスメント

三　男女間における暴力的行為

（被害者の保護等）

第９条　県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第３号に掲げる行為により被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

２　前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第３号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

一　当該被害者に対し前条第３号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。

二　加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第10条　何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画の策定等）

第11条　知事は、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）第１４条第１項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

２　前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条　県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育）

第13条　県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第14条　県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会おける活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第15条　県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第16条　県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

２　男女共同参画推進月間は、毎年６月とする。

（調査研究）

第17条　県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第18条　県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第19条　県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

第20条　知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

２　知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

３　知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

（年次報告）

第21条　知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章　島根県男女共同参画審議会

（設置及び所掌事務）

第22条　次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一　知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二　県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三　前２号に掲げるもののほか、第１１条及び第２０条第２項によりその権限に属させられた事務

四　前３号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織）
第23条　審議会は、委員１５人以内で組織する。
２　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の１０分の４未満とならないものとする。
３　委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げるものについては、４名以内とする。
一　学識経験を有する者
二　公募に応じた者
４　委員の任期は２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
５　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
６　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
７　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第24条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（専門部会）
第25条　審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
２　専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
３　専門委員は、知事が任命する。
４　専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。
（会長への委任）
第26条　この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章　雑則

（委任）
第27条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、第２０条第１項及び第２項の規定は、平成１４年６月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第２４条第１項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。
（島根県立女性総合センター条例の一部改正）
３　島根県立女性総合センター条例（平成１１年島根県条例第１３号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
島根県立男女共同参画センター条例
第１条及び第２条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

第３次島根県男女共同参画計画　施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	1 地域における慣行の見直しと意識の改革	（１）全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開
		（２）男性や若者にとっての男女共同参画の推進
		（３）男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	（１）学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進
		（２）家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着
	4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援	子育てや介護の支援と就業環境の整備
Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	（１）県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
		（２）市町村、企業、団体等における取組みの促進
	6 職場における男女共同参画の推進	人材育成とネットワークづくり
	7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	（１）農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
		（２）農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進
		（３）地域活動における男女共同参画の推進
		（４）防災対策における男女共同参画の推進
		（５）だれもが安心して暮らせる環境の整備
Ⅳ 個人の尊厳の確立	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	（１）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進
		（２）性犯罪等への対策の推進
		（３）ハラスメント防止対策の推進
	9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	（１）思春期・若年期における健康づくり
		（２）妊娠・出産などに関する健康支援
		（３）中高年期における健康づくり

島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室
〒 690-8501　島根県松江市殿町１
TEL 0852-22-5629
FAX 0852-22-5636

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。